

平成 30 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 3 月 9 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	山口 大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 1 号	東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 3 号	東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4 号	東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号	東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 7 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 施政方針説明 (町長)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 13 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 22 報告第 1 号 専決処分に関する報告について (里一ツ石線改良工事 (9 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

開 会 (9 時 29 分)

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議に入る前にお知らせをしておきます。税務課長が確定申告中のため途中退席をいたしますので、よろしくお願いします。

- 日程第 1 議案第 1 号 東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 1 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準と定める条例の制定について、日程第 2、議案第 2 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 3 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 4 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。以上、4 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 1 号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案の理由につきましては、平成 27 年の介護保険法の改正におきまして、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に委譲いたしまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行されたため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 2 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由が、平成 30 年 4 月 1 日から、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに市町村協議会の定義が定められましたので、本案を提出するものでございます。説明につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 3 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案の理由が、第7期介護保険事業計画策定による保険料率の決定及び介護保険法施行令の改正に伴う合計所得金額の見直しを行う必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましても、健康ほけん課長から説明をさせます。

議案第4号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、住所地特例の見直しが平成30年4月1日より施行されるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

それでは、議案第1号東彼杵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、補足して説明いたします。

介護保険の根幹となるのが居宅介護支援でございます。ケアマネージャーによるケアマネジメントでございます。権限の委譲に伴いまして、新たに事業の人員及び運営に関する条例の制定が必要となりました。定める事項につきましては、事業者の指定に関すること、人員に関すること、運営に関することの3つでございます。ポイントを絞って説明をいたします。

第1章は、総則としまして趣旨、定義、基本方針の定めでございます。特に基本方針につきましては、要介護者への配慮、適切なサービスの提供、サービスの公正中立、本町と他の事業者、施設との連携を図るということを定めています。

次にいきまして、第2章、第4条の指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準でございますが、法第79条第2項第1号というのは、6年ごとに更新を受ける規定でございます。法人であって東彼杵町暴力団排除条例に規定する暴力団ではない者とするものでございます。

第3章、人員に関する基準でございます。第5条は、指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数の定めございまして、第2項で事業者ごとに介護支援専門員は常勤1名以上が必要となります。利用者35名又はその端数を増すごとに更に1名いることを基準とするものでございます。

第6条、管理者の設置規定でございます。第2項、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)というのは、介護支援専門員研修実施要綱を定めた規定でございまして、主任介護支援専門員更新研修を、5年を超えない期間ごとに受講しなければならないということになります。

それから第4章、運営の基準でございますが、第7条は内容、手続き等の説明と同意でございます。サービスの提供開始については、利用申込者又は家族に運営規定の概要とサービス選択に関する重要事項を、文書で説明して同意を得ることが前提にな

ります。

次に飛びまして、次ページになります。第8条の提供拒否の禁止でございます。被保険者に対して正当な理由なくサービス提供を拒んではならないという規定でございます。

それから、第9条はサービス提供困難時の対応でございます。各事業者はサービス提供エリアというのを指定していますので、事業実施地域等の関係で適切な提供が困難な場合は、他の事業者の紹介等を行うという規定でございます。

それから、一番下の第13条、利用料等の受領でございます。第1項の利用料等の受領の規定は、現物給付ではなく償還払いの場合の利用料の額と介護報酬により算定した額との間に、不合理な差を設けないという規定でございます。ここは、次のページの第14条の規定にも関わってきます。

14条にいきます。14条の規定は、前条の場合の取扱いの規定でございます。現物給付とならない利用料の支払いを受けた場合、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付するという規定でございます。

それから、次の第15条の第4項でございます。法律第115条の23第3項の規定は、指定介護予防支援事業者は、厚生労働省で定めるところによって、指定介護予防支援の一部を厚生労働省で定めるものに委託することができるということで、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。これは、業務に支障のない範囲で委託することができるという規定でございます。

それから、次のページの第16条でございます。居宅サービス計画の作成等でございますが、ここは居宅サービス計画の作成自身を規定したものですので、細部については省略をいたします。

それから、第17条に飛びまして、法定代理受領サービスに係る報告でございます。これは、市町村が居宅サービスといたしまして、当該居宅要介護被保険者に対して、支給すべき額の限度において、限度というのは9割ですね、9割において居宅要介護被保険者に代わり当該居宅サービス事業者に支払うことができる。この場合は、あらかじめ代理受領の届け出を市町村に提出している場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅支援の対象となっている場合という条件です。その際に指定居宅介護支援事業所は、国保連合会に対して給付管理表を提出する義務が発生します。同時に居宅サービス事業者の請求書と突合をして間違いない場合は、支払いをするという規定でございます。

それから、飛びまして第29条をお願いいたします。苦情の対応等でございますが、第1項並びに第2項は、指定居宅介護支援事業者が利用者家族からの苦情に迅速に適切に対応し、内容等を記録するというところでございます。第3項は、市町村からの文章提出等の求めに応じて、その指導、助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合に改善内容を報告するということです。第5項は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サ

ービスについて、利用者が国民健康保険団体連合会に苦情の申立てを行う場合、利用者に対して必要な援助を行うということでございます。第6項から第7項は、苦情に関する国保連の調査に協力して、その指導、助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合には、改善内容を報告するという規定でございます。

それから、最後にいきまして、第33条の準用のところですが。基準該当居宅介護支援というのは、介護保険制度において介護保険サービスを提供するためには、都道府県知事の指定を受けることが原則ということになります。指定要件の一部を満たさない事業者であっても多様な事業主体の参入を促すという観点から、サービス提供の実態があって一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村の判断によって、そのサービスを保険給付の対象とすることができます。この場合は、本来のサービスと同様の扱いをしなければならないという規定でございます。

最後に附則でございます。施行期日は、平成30年4月1日からとなります。ただし、第16条第2項第8号というのは、訪問介護の回数制限の施行が10月1日施行と経過期間が設定をされています。これはサービス付き高齢者住宅とか、そういった居宅サービスが、それと居宅サービスが併設されている場合は、現在過大に計画されている実態があることによるものでございます。それから、第6条の第2項の規定は管理者要件が主任ケアマネに限定する規定でございます。これは、完全適用が平成33年4月施行となる計画期間が設けられているためでございます。以上で、第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の規定を整備する必要が生じました。内容は、都道府県が財政運営の責任主体として保険者に参画することによりまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会が新たに組織されることに伴いまして、都道府県の役割、市町村の役割が国民健康保険法上において定義付けられたことに伴いまして、条文の一部において改正を要するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。目次中、第1章、国民健康保険の次に「の事務」を加えまして、第2章「国民健康保険運営協議会」を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。本則の第1章、国民健康保険の次に「の事務」を加えまして第1条の見出し中、国民健康保険の次に「の事務」を加えまして、同条中、国民健康保険の次に「事務」を加え「定が」というのが常用漢字の「め」を入れて「定めが」に改めます。第2章の章名を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めまして、第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を同様に「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中も同じく「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。施行日は、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法 117 条の規定に基づきまして、3 年を 1 期とする介護保険事業計画を策定するように定められています。新年度から 3 年間で更新の年度にあたりますので、平成 29 年度において、向こう 3 年、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定をいたしております。標準段階は、これまでの国の標準段階どおり 9 段階といたしまして、段階ごとの所得基準額についても、国の標準で現行どおりといたします。なお、介護保険法施行令の改正に伴いまして、第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準につきまして、現行の所得指標である合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除していた額を用いることとされました。実績を基に、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の給付見込み額を、第 1 号被保険者負担割合 23%を乗じまして、調整交付金等勘案しまして第 1 号被保険者で除して、年額基準額 6 万 4801 円を算出しました。月額にしますと 5400 円、前期に比べて 300 円の減額ということになります。

それでは、新旧対照表をお願いします。第 2 条、保険料率の第 1 項の対象年度ですが、第 6 期計画期間の「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を第 7 期計画期間「平成 30 年度から平成 32 年度まで」と改めます。第 1 号の「3 万 4200 円」を「3 万 2400 円」に、第 2 号及び第 3 号の「5 万 1300 円」を「4 万 8600 円」、第 4 号の「6 万 1560 円」を「5 万 8320 円」、第 5 号の「6 万 8400 円」を「6 万 4800 円」、第 6 号の「8 万 2080 円」を「7 万 7760 円」、第 7 号の「8 万 8920 円」を「8 万 4240 円」、第 8 号の「10 万 2600 円」を「9 万 7200 円」、第 9 号の「11 万 6280 円」「11 万 160 円」にそれぞれ改めまして、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、「3 万 780 円」を「2 万 9160 円」に改めます。第 5 条は普通徴収の特例を規定した条文でございます。本町は、普通徴収の暫定賦課はやっていませんが、先ほど申しましたように、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとする所得指標の見直しが行われましたので、「合計所得金額」の次にただし書といたしまして、「(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加えるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。経過措置については、平成 29 年度以前の保険料についての経過措置を定めたものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 4 号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表をお願いいたします。第 3 条は、東彼杵町が保険料を賦課徴収する被保険者を定めた規定で第 2 項中、高齢者の医療の確保に関する法律、第 55 条第 1 項の規定を受ける者とは、75 歳以上の者が病院等に住所を変更した場合は、変更する前の

住所地の所在する広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることとされています。今回の改正におきまして、第 55 条の 2 が新たに追加をされまして、国保被保険者であって既に住所地特例を適用されているものが 75 歳に到達したとき、あるいは省令で定める程度の障害認定を受けたときも、引き続き住所地特例が適用されることとなるものを規定したものでございます。従来までは、年齢到達後は、病院の所在する住所地を管轄する広域連合が保険者であったためでございます。

同じく第 3 号は、前後に掲げる新たに対象となる被保険者が、自宅から他県の市町村の 2 以上の病院等に順次住所を移動して入院したとしても、当院の入院する前の住所地の所在する広域連合、入院する前の住所が、もし東彼杵町であれば東彼杵町が賦課徴収を行うという規定でございます。

同じく第 4 号は、第 2 号に掲げる新たに対象となる被保険者が、自宅から他県の住所地の病院等へ順次住所を変更した者について、一時退院して親戚になる東彼杵町に住所を変更したのち、更に、そこから他県の住所地の病院へ順次住所を変更した者についても、最後の入院する前の住所地、ここでいう東彼杵町に住所を移させれば東彼杵町の所在する広域連合が保険者となるという規定でございます。

第 5 号は、国保法第 116 条の 2 の規定によって住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町の被保険者とされる者が、75 歳到達により広域高齢者医療に加入した場合には特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするということになります。

附則、第 2 条の削除につきましては、平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例ですが、今回の住所地特例とは直接関係ありませんが、不要なものを整理するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせ下さい。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 3 号の介護保険条例の一部改正なんですけれども、これは 6 年ぶりに引き下げられて、基準額で 5400 円ということになったんです。この 5700 円のときは、聞いたところでは県内でも 21 の自治体の中で上から 5、6 番目の高い料金だったと聞いていますけど、この 5400 円に 300 円下がって、だいたい県ではどのくらいの位置になったのか教えていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県平均が 6233 円でございます。そして、東彼杵町が今おっしゃったように 5400 円でございます、小値賀町が 5070 円で最下位で、下から 2 番目ということで低くなりま

す。ちなみに一番高い所は、長崎市が 6773 円ということです。以上であります。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 1 号は総務厚生常任委員会に付託します。

次にお諮りします。ただいま議題となっています、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第5、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、農地利用最適化推進委員の日額報酬の見直しに伴いまして、標記条例について所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、農林水産課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、議案第5号について補足説明いたします。表紙をめくりまして本文をお願いします。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正いたします。別表中の「農地利用最適化推進委員、基本額、日額5400円」を「日額8000円」に改めます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしてしております。

なお、改正理由でございますが、農地利用最適化推進委員は改正農業委員会法、平成28年4月1日に施行されておりますけれども、改正法に基づき、農地利用の最適化の推進に関する事業を明確化と重点化することを目的として設置が義務付けられております。本町では、平成28年6月24日から3年間の任期で、13名の方を任命いたしております。また、この農地利用最適化推進委員の業務内容については、農地利用の最適化を推進する業務として、現地での農地の利用状況調査を始め、農地利用への集積化、集約化の検討及び推進、また、遊休農地に対しては、土地所有者の農地利用の意向調査と農地中間管理事業活用への推進など、農業委員との連携を密にした現場での実践活動が主な業務となっております。つきましては、このように現場での実践活動の業務実態と、農業委員と農地利用最適化推進委員との関係性から、農地上最適化推進委員の報酬額の見直しの必要があると判断いたしました。したがって、報酬額の見直しの算定につきましては、農業委員報酬額を参考基準として日額8000円に設定するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今回、報酬額が 8000 円に改訂されております。まず、今担当課長から説明がありましたことは分かっておりますが、ちなみに川棚町、あるいは波佐見町の近隣の郡の事例を見てみますと、川棚町が年額 14 万 4000 円、月額に直しますと 1 万 2000 円ぐらいになるかと思えます。それと、波佐見町が月額で 1 万 4400 円と定めてあります。そういった中で先ほどから言われておりますように、農地利用最適化推進委員の執務内容等も農業委員さんと変わらないような執務内容の時もあるというような話を聞いておりました、そういった中で農業委員会の方から町長部局に、そういった要請があったものなのか。それと、波佐見、川棚と比較してされたものなのか。それと、今日まで 28 年度から従事されて、だいたい月平均としてどれくらい執務日数あたりがあったのかですね、この辺を基準として算定をこの額にされたのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この日額の変更でございますけれども、農業委員会会長から私の方に要請が来ております。それで検討いたしまして、この額でしたわけでございます。川棚、波佐見町でいきますと、月額 14 万円とか上がれば、農業委員さん自体が年報酬で 20 何万ぐらいですので、それをオーバーするようになるわけです。これは、多分年額で 14 万円ぐらいなっているんです。一応、川棚、波佐見は抜きにして、東彼杵町の活動がどうかということで 1 年間やってまいりまして、平均的な活動をされる方の日数、それと農業委員さんの仕事の割合、質の割合といいますか、ここを判断いたしまして、おおむね農業委員さんが日額に換算いたしますと、1 万 8000 円ぐらいの感じになります。そうなりますと、職務割合が 64% ぐらいの割合でございますので、それに掛けまして 1 万 2000 円ぐらいの日額になります。それに、月に 1.5 日ぐらいしか稼動がありませんので、それを掛けまして 8000 円ということで設定をいたしております。以上でございます。補足して課長求めます。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

それでは、町長の説明の中で、農業委員の報酬を基準としたことでの見直しを行うわけです。その換算の中で日額 1 万 2000 円というような説明がありましたけれども、これは、月額 1 万 2000 円の設定でございまして、これに平均的な執務割合が 1.5 日でございますので、月額を日額換算した中で日額 8000 円程度というような算定をいたして

おります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

ただいまの課長から言われた内容というのは、私もわかって聞いておりました。この中で、また基本額がそういった8000円になるということと、加算額として予算の範囲内で町長が定める額とありますが、過去にそういった事例があったのかどうかですね。そういった、また役務があつて、そこに加算して支払いをしたとか、そういったものがあったものなのかどうかですね。お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

この報酬につきましての加算額でございますけれども、これは、昨年このような改正をさせていただいたわけですが、実績といたしましてはございません。いわゆる、この加算の目的は、国から農地利用最適化推進委員に交付金がございまして、この交付金の算定におきまして、まず、実績活動払いというのが3割です。その成果によって、実績が伴ったことによって、成果払いというものが交付金が措置されます。この後で追加された交付金をどう使うかという時に、町長の裁定を持って、言えばボーナス的といいますか、定められた額の中で支払うということで、昨年から本町はしておりますけれども、大変活動がまだ上手くいっておりません。国からの成果払いによる加算額の手当は、あつておりませんので、そういった措置は行っておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

議案の内容とちょっと外れるんですけど、条例の一部改正ということで質疑をいたします。新旧対照表の1ページ目の下から3行目なんですけど、国民健康保険運営協議会委員というところなんですけど、先ほど2号議案で変更があつていると思うんです。この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会という名前に、ここは改正しなくても良いんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本当に指摘のとおり、大変横の連携が上手くいっておりませずに申し訳ございません。直ちに会期中に修正して、再度訂正を上げさせていただきます。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第6、議案第6号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案6号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしまして、東彼杵町防災情報提供システム戸別受信機の利用については、その利用手数料を徴収する必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を

賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり補足説明いたします。ご存知のように、4月1日からオフトーク通信システムを止めまして、緊急情報、火事とか避難とか、そういう緊急情報についてのお知らせは、声によるお知らせを残すということで、このたび防災情報提供システムを稼働します。これにつきましては、町民さんの受け手の方は3つのパターンであります。スマートフォン、それと音声専用戸別受信機、文字表示機能付き戸別受信機、3つを考えております。スマートフォンにつきましては、皆さんアプリを無料で入れられて、通信料については、自己のポケット通信料の範囲内でご負担いただくということになります。スマートフォンをお持ちじゃない方につきましては、戸別専用受信機を無償貸与いたします。貸与いたしますが、それぞれのご負担をいただくということをお願いをしたいと思います。音声専用戸別受信機につきましては、月額300円の消費税。それと、耳の不自由な方、音が聞こえない方については文字まで出ます。音と文字が出るタブレット型の文字表示機能付きの戸別受信機、これを貸与いたします。これにつきましては、月額500円の消費税でございます。月額ですので途中からでも契約が出来ますが、年間にしますと戸別受信機が3888円、タブレット型の文字表示機能付きが6480円ということになります。以上の利用負担をいただきながら運用をしていきたいということでございます。交付の日から施行したいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この無償貸与というのは、あくまで個人からの希望による貸与になるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

お答えします。基本的に貸与要綱を整備しておりまして、それについては申請書をまず出していただきますので、議員おっしゃるとおり希望者に対して無償貸与ということでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

申請書というのは、個人個人が役場に取りに来ないといけないんですか。皆に全戸配布して取る手続きというのはどうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

説明会を1月以降、順次開催しております。区長さんにある程度、用紙をお願いしてお世話をいただいております。そうでない方は、役場に来られる方もいらっしゃるんですけども、そういうことで申請書をあらかじめ配布して、現在、提出してもらっているところがございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今、申請中ということでございますが、現在でどのくらいの申請があっているのか。どのくらいの見込みをされているのか。以上2点伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

整備台数は、音声専用户別受信機が970台、タブレットが20台を今回契約して一括購入しました。現在のところ、申請されている方が400台です。タブレット型が2台でございます。まだ半分までいっておりませんが、おいおい宣伝をしながら普及を図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

ちょっと、私の耳があまり良く聞こえなかったもので、最初の音声型は400台と言われたんですか、970台の中の400台。更には文字付きの方は20台の内2台ということ

なんですね。

——△——△——

了解です。私の耳が遠かったものですから確認させていただきました。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成29年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第7、議案第7号平成29年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第7号平成29年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9221万3000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3194万9000円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出では決算見込みによる減額が主なものでございま

すが、総務費については旅券用交付窓口端末機器購入費 33 万 3000 円でございます。民生費には施設型給付費 157 万 8000 円、一時預かり事業補助金 51 万 5000 円、農林水産業費にはそのぎ茶啓発情報誌企画構成委託業務 250 万円などを追加計上いたしております。

歳入では、一般財源として普通交付税 420 万 7000 円の追加計上を行い、財政調整基金繰入金 1745 万 2000 円、減債基金繰入金 1000 万円を減額いたしております。また、特定財源では決算見込等により国庫支出金が 1549 万 7000 円の減、県支出金 1092 万 6000 円の減、それから繰入金、町債においても普通建設事業などの決算見込みによる減額を行っております。

なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正及び地方債補正、彼杵小学校スクールバス運行业務委託料の債務負担行為補正も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 7 号につきまして、町長に代わり説明を加えます。20 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 1 目 2 節、給料 170 万円の減額は、副町長の不在期間の給与を減額したものです。その他の節は、執行残額を減額しております。

3 目、財政管理費、8 節、ふるさと応援寄附金謝礼 700 万円及びふるさと納税事務代行業務委託料 60 万円の減額は、行き過ぎたふるさと納税の返礼品競争に対して、総務大臣から自粛の通知があっております。そのため、寄附額に対する返礼品率を 5 割から 3 割へ昨年 10 月から引き下げ、またピーチポイントの返礼品を 11 月から廃止したことによりまして、寄附額が減少し、不用額が生じる見込みですので減額をいたしております。

5 目、財産管理費、13 節、公共施設マネジメント支援システム導入業務委託料 156 万 6000 円の減額は、公共施設の個別施設計画の策定及び日頃の公共施設管理を容易にすることを目的に、12 月議会に補正計上しておりましたが、個別施設計画の策定を現在進めております。システムを使わずに策定及び管理することが可能と判断いたしました。そのため皆減をしております。また、15 節、議員控室空調設置工事 101 万 6000 円の減額は、県防災行政無線機器を移設したことにより設置が不要となったため、皆減しております。

7 目、企画費、8 節、講師謝礼 10 万 5000 円と 14 節、その他使用料 52 万 2000 円の内 26 万円の減額になりますけれども、結婚活動支援事業における事業実績により、9 節、普通旅費 30 万円の減額は、移住相談会における出張回数等の減により、12 節、その他手数料 22 万円の減額は、町イチ！村イチ！事業における茶子ちゃん着ぐるみの使用が

職員配置の関係で使用出来ませんでしたので、送料が皆減しております。また、14節、その他使用料52万2000円の内26万2000円と車借上料52万9000円の減額は、お試し住宅の貸付実績から、布団借上げ及びレンタカー借上げの実績が予想を下回ったことにより、減額を行っております。

9目、電子計算費、11節、印刷製本費60万円の減額は、振替済通知書の廃止などに伴い専用帳票等の印刷が不要になったことにより、また14節、89万円の減額は、各種リース料等が見積実績等により減額となっています。なお、財源更生は、歳入の社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金の充当先である、法改正等対応業務委託料について財源更正を行っております。

10目、地域づくり推進事業費の財源更生は、空き家活用促進奨励金交付対象者に国、県の補助対象となる低所得者が居なかったため、地域住宅政策推進事業費国庫補助金と長崎型移住促進空き家活用事業費県補助金がそれぞれ減額となりましたので、財源更正を行っております。

11目、企業誘致対策事業費は、入札実績により24万9000円の減額。

14目、諸費、18節、旅券用交付窓口端末機器購入費33万3000円は、5年毎に機器を入れ替える必要があるため、追加計上をいたしております。

22ページをお願いいたします。2款4項4目、衆議院議員総選挙費は、全て執行残により、合計で167万8000円を減額しております。

3款1項5目、国民年金事務費は、国民年金電子媒体化システムにより出力されます処理結果一覧表の電子媒体化に係る費用分が、国の予算の都合上30年度へ先送りされたため、13節、委託料を47万4000円減額いたしております。

6目、後期高齢者医療費、28節、繰出金は、後期高齢者医療広域連合へ納付します共通経費負担金が減額となりましたので、21万8000円を減額しております。

飛びまして、24ページをお願いいたします。2項1目、児童福祉総務費、19節、放課後子ども健全育成事業補助金は、当初予算計上時より母子家庭の子どもの数が増加したことにより14万円の追加。3世帯同居・近居促進事業補助金は当初5件を見込んでおりましたが、1件の申請に止まりましたので、160万円を減額しております。

2目、児童運営費、19節、施設型給付費157万8000円の追加は、人事院勧告による人件費の増により、障害児保育事業補助金37万円の追加は、障害児の年度中途の入園により、一時預かり事業と延長保育事業補助金は、利用人数の増加により、51万5000円、50万7000円がそれぞれ追加となっております。

5目、児童手当費は、少子化が影響し768万円の減額となっております。

6款1項1目1節、農業委員会委員報酬は、積算を誤り当初14人で計上しておりましたので、1名分、22万4000円を減額するものでございます。

3節、時間外勤務手当は、3月分の時間外手当予算に不足が生じる見込みのため、16万円の時間外勤務手当の追加を行うものです。以後の時間外勤務手当も増額理由は同様

となっております。また、財源更正は、7 節、臨時雇い賃金に機構集積支援事業県補助金を充当しておりましたが、補助金が減額となりましたので、併せて財源更正を行っております。

2 目、農業総務費の財源更正は、職員給与に農業委員会交付金等県補助金 29 万 1000 円と農業者年金業務委託手数料 5 万 9000 円が交付されますので、一般財源を 35 万円減額する財源更正を行っております。

3 目、農業振興費、8 節、コンテスト賞品代と、19 節、特産品コンテスト出品支援助成金は、東そのぎ特産うまかもんフェスタに係る不用額 81 万 3000 円、70 万円をそれぞれ減額しております。

13 節、そのぎ茶啓発ポスター作成業務委託料 250 万円の減額及びそのぎ茶啓発情報誌企画構成委託料 250 万円の追加は、12 月補正予算に日本一のそのぎ茶啓発のため、ポスター1000 枚の製作費を計上しておりましたが、実施の段階で掲出先が制約されることが判明しましたので、ポスター作成から情報誌の掲載等へ予算の組替えをお願いするものでございます。

19 節、多面的機能支払交付金 198 万 1000 円から青年就農給付金 300 万円までと、特産品販売促進実践事業補助金 6 万 4000 円は、執行残をそれぞれ減額しております。また、中古ハウス活用事業補助金は、補助金利用者がなかったため、199 万 5000 円を皆減させております。

26 ページをお願いいたします。4 目、土地改良事業費及び 8 目、中山間地域等直接支払事業費は、執行残をそれぞれ減額しております。また、8 目の財源更正は、物件費に充当しておりましたが、中山間等直接支払事業県補助金が減額となりましたので、財源更正を行っております。

2 項 2 目、林業振興費、19 節、森林・山村多面的機能発揮対策交付金 15 万 7000 円の減額は、森林監守員さんや森林組合を通じて活動組織の結成を呼びかけておりましたが、組織結成までには至りませんでしたので、皆減となっております。

28 ページをお願いいたします。3 項 3 目、水産物供給基盤機能保全事業費 80 万 8000 円及び 4 目、海岸保全施設整備事業 40 万 3000 円の減額は、いずれも執行残を減額しております。

7 款 1 項 2 目 22 節、資金融資弁済保証料 10 万 3000 円の追加は、中小企業振興資金の融資を受ける事業者の増によるものです。

3 目、観光費、4 目、道の駅管理費は、いずれも執行残を減額しております。

30 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目、土木総務費、13 節及び 19 節は、いずれも申請がありませんでしたので、皆減するものでございます。

2 項 2 目、道路橋梁維持・新設改良費の財源更正は、県道嬉野線改良事業負担金に当初 270 万円の地方債を財源としておりましたが、県単独事業のため起債を起こすことが出来ませんでしたので、一般財源としております。

4目、社会資本整備交付金事業、17節、用地費430万円の減額は、中尾本線道路改良事業において、年度内に公有財産購入契約の締結が見込めないため、皆減するものでございます。

22節、電柱等移転補償費78万5000円の減額は、中尾本線道路改良工事において、NTT柱及び九電柱が道路用地から道路用地への移転となり、無償での移転となったこと。また、建物等移転補償費は、中尾本線道路改良事業において、年度内に補償契約の締結が見込めないため、450万円を皆減するものでございます。

32ページをお願いいたします。4項1目19節、彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金は、彼杵港の整備を県営事業として実施される際の町負担金となっております。年度当初、1億2300万円の事業費の6分の1、2050万円の負担金を計上していましたが、国から県に対し2499万円の事業内示となりましたので、町負担金を1633万5000円減額するものでございます。

9款1項1目、常備消防費、2目、非常備消防費の減額は、いずれも執行残によるものでございます。

3目、消防施設費は、小型動力ポンプ軽積載車に、5目、災害対策費は、災害情報伝達システム構築業務委託料に対する地方債の確定により、財源更正を行っております。

34ページをお願いいたします。10款1項2目8節、報償費は、学校運営協議会の開催回数の減により、また14節、車借上料は、子ども集会等における送迎車両台数の減によりまして、不用額をそれぞれ減額しております。

35ページの2項、小学校費から38ページ、6項、保健体育費までは、いずれも執行残による減額になっておりますので、説明を省略いたします。

戻っていただいて、9ページをお願いします。2歳入、11款1項1目、地方交付税は、今回補正の財源とするため普通交付税420万7000円を追加しております。なお、本年度、最終の普通交付税額は、18億4605万2000円となっております。

10ページをお願いいたします。15款1項1目1節、子どものための教育・保育給付費負担金30万3000円の追加は、施設型給付費の追加によるものとなっております。

2項1目1節、社会保障・税番号制度システム整備補助金48万9000円の減額は、当初予算に計上しておりました、9目、電子計算費の法改正等対応業務委託料が皆減となったことにより、2目、民生費国庫補助金は、一時預かり事業補助金と延長保育事業補助金追加分の3分の1が交付されることとなっております。

5目2節、道路橋梁改良事業費補助金849万円の減額は、社会資本整備交付金の補助率が65%から61.6%に引き下げとなりましたので、それぞれの事業への交付金が減額となっております。

3節、住宅改良事業費補助金は、空き家活用促進奨励金、3世代同居・近居事業補助金、安全・安心住まいづくり支援事業耐震診断委託料及び安全・安心住まいづくり支援事業補助金の減額、又は皆減によりまして、地域住宅政策推進事業費補助金が106万円

減額となっております。

飛びまして、13 ページをお願いいたします。16 款 1 項 1 目 1 節、子どものための教育・保育給付費負担金 15 万 2000 円の追加は、施設型給付金の増によるものとなっております。

飛びまして、17 ページをお願いいたします。19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金及び 3 目、減債基金繰入金は、当初予算の財源を調整するため各基金から繰り入れておりましたが、各事業に執行残が生じたので、繰入額を減額しております。

4 目、ふるさと創生事業基金繰入金 700 万円の減額は、地域産業の育成を目的にふるさと応援寄附金謝礼に基金から当初繰り入れておりましたが、寄附金の減少により謝礼金も減額しましたので、繰入額を減額しております。

6 目、1 節、教育文化施設整備基金繰入金 277 万 1000 円の減額は、千綿小学校ビジネスホン改修工事、彼杵中学校パソコン室エアコン取替工事、彼杵中学校扇風機設置工事等に執行残が生じたので、繰入額を減少しております。

18 ページをお願いいたします。21 款 4 項 5 目 4 節、多面的機能支払推進交付金 14 万 7000 円の減額は、事務費交付金の減額により、また、県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金は、うまかもんフェスタ開催事業費の実績により 63 万 6000 円が減額となっております。

22 款 1 項 1 目、土木債及び 2 目、消防債は、説明に記載しております事業の執行実績により、起債額の変更をお願いするものでございます。

戻っていただいて、4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正でございます。2 款 1 項、まちづくり支援交付金 20 万円は、里郷のさくらまつり実行委員会が開催される、やすらぎの里・さくらまつりに対して交付金を交付する事業でございます。開催期間が 3 月 25 日から 4 月 10 日までの開催となっており、年度をまたぎますので繰越しをお願いするものでございます。

4 款 1 項、水道事業会計繰出金 146 万 5000 円及び 8 款 8 項、町道里一ツ石線改良事業 5300 万円は、里一ツ石線改良事業における盛土部分 110m 間の安定に時間を要することから、水道管理設工事及び舗装工事の年度内完成が見込めないため繰越すものでございます。完成は 8 月 30 日を予定をいたしております。

6 款 1 項、そのぎ茶啓発情報誌企画構成委託業務 250 万円は、今回補正に計上しており、年度末までの完了が見込めないため繰越すものでございます。事業完了は 5 月末を予定をいたしております。

8 款 2 項、木場本線道路改良事業 1484 万円は、国道取付部の修正設計において、国土交通省及び公安委員会協議に不測の時間を要しております。木場本線交差点構造物修正設計業務の繰越しをお願いするものでございます。完成は 8 月 30 日を予定をいたしております。なお、今回 5 件で 7200 万 5000 円の繰越明許費の補正をお願いしております。補正後の繰越明許費は、7 件、2 億 1918 万 7000 円となっております。

5 ページ第 3 表、債務負担行為補正です。平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間の彼杵小学校スクールバス運行業務委託料につきまして、本年度、契約事務を行いたく各年度 1949 万 6000 円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6 ページ第 4 表、地方債補正、大野原高原線道路改良事業から緊急防災・減災事業までの 4 事業につきましては、借入限度額の補正を行うものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ございません。また、県道大村嬉野線改良事業負担金につきましては、皆減となっております。今回の補正によりまして限度額の合計は、3 億 7350 万 8000 円となり、前回補正より 2090 万円減額いたしております。

戻っていただいて、1 ページから 3 ページの第 1 表、7 ページから 8 ページの事項別明細書及び 39 ページから 40 ページまでの給与費明細書は、ただいま説明の積上げですので説明を省略いたします。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 8 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 9 議案第 9 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 8、議案第 8 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 9、議案第 9 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。以上、2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 8 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7444 万 9000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 7066 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由が、歳出の主なもの、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金を確定により減額計上いたしております。医療費、保健事業費も最終見込みにより減額いたしております。また、療養給付費負担金の前年度精算金 1161 万 1000 円を追加計上

いたしております。

歳入につきましては、実績及び確定により高額共同事業負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付等を減額計上し、前年度繰越金 1364 万 4000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 9 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 52 万 5000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 328 万円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正は、歳出が人間ドック検診補助金の実績及び事務費を減額いたしまして、保険料還付金は確定値による所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び諸収入を減額計上いたしております。詳細につきましては、いずれも健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 8 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして説明を加えます。14 ページをお願いします。事項別明細書、3 歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費の財源更正は、制度改正に伴いますシステム回線開発費等補助金の追加で 136 万 3000 円。また、国保都道府県化準備等補助金の減額で 35 万 2000 円の相殺による財源更正を行っております。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費の財源更正は、療養給付費負担金、△で 2070 万 9000 円、保険財政調整交付金、△で 1147 万円の減額による財源更正でございます。

2 目の退職被保険者等療養給付費以降、3 目、4 目、5 目につきましては、最終の見込み額による減額でございます。

16 ページにいきまして、2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費は、保険財政共同安定化事業交付金の最終見込み額による財源更正でございます。

同じく 2 目につきましては、退職被保険者等高額療養費の最終見込み額による減額でございます。

17 ページの 3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金につきましては、納付金額の確定による減額でございます。

それから 18 ページにいきまして、6 款 1 項 1 目、介護納付金につきましても、納付金額の確定による減額となります。

それから 19 ページにいきまして、7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業拠出金、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は、いずれも拠出金額の確定による減額となります。

それから 20 ページにいきまして、8 款 2 項 2 目、疾病予防費は、人間ドック申し込み実績による減額でございます。

21 ページにいきまして、11 款 2 項 2 目、療養給付費、前年度交付額確定に伴います精算返還金で 1161 万 1000 円の計上でございます。

5 ページに戻ってもらいまして、1 款 1 項 2 目、退職被保険者等保険税は、いずれも調定実績による減額でございます。

6 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者療養給付費の実績による減額でございます。同じく 2 目につきましては、高額医療費共同事業負担金の拠出金確定に伴います減額でございます。

7 ページにいきまして、3 款 2 項 3 目、システム開発費等補助金につきましては、開発費用の全額が交付されることとなったため 136 万 3000 円の追加でございます。

8 ページにいきまして、4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金は、退職被保険者と療養給付費等の実績による減額でございます。

それから 9 ページにいきまして、5 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は一般被保険者療養給付費、同じく療養費後期高齢者支援金、介護納付金等の納付金確定による減額でございます。

10 ページにいきまして、6 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業負担金は、拠出金確定に伴います減額でございます。

11 ページにいきまして、6 款 2 項 1 目、県財政調整交付金ですが、一般被保険者療養給付費の実績による減額でございます。同じく、2 目の国保都道府県化準備等補助金は、事業実績による減額となりました。

12 ページにいきまして、7 款 1 項 1 目、共同事業交付金は、高額医療共同事業拠出金の確定により伴います減額。2 目につきましても、保険財政共同安定化事業交付金拠出金確定による減額でございます。

13 ページの 10 款 1 項 1 目、繰越金は、留保財源分といたしまして 1364 万 4000 円の計上でございます。

なお、1 ページから 4 ページまでの歳入歳出予算補正につきましては、これまでの積上げですので説明を省略いたします。

続きまして、議案第 9 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、説明を加えます。

8 ページをお願いします。3 歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、人間ドック検診補助金は実績による減額でございます。中間サーバー負担金につきましては、2 款の事務費負担金と重複計上となっていたもので不用額となるものでございます。

9 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目、保険料還付金、2 目の還付加算金につきましては、広域連合の保険料軽減判定システムの誤りにより発生しました過年度分の還付金と還付加算金の追加でございます。

5 ページに戻ってもらいまして、歳入、4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、中間サーバー負担金の不用額による減額でございます。

6 ページにいきまして、6 款 2 項 1 目、6 款 2 項 2 目とも過年度保険料還付加算金の償還費用といたしまして、広域連合から交付されるものでございます。

7 ページにいきまして、6 款 5 項 4 目、雑入は、人間ドック助成金額の実績による減額でございます。

1 ページから 4 ページまでの歳入歳出予算は、積上げですので説明は省略します。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、先ほど議案第 8 号を申し上げましたけれども、提案の理由の一番下の行です。共同事業交付等となっておりますけれども、共同事業交付金ということで金が抜けておりますので、大変申し訳ございませんけれども挿入をお願いいたします。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせ下さい。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 8 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第9号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第10号 平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(後城一雄君)

次に、日程第10、議案第10号平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(渡邊悟君)

議案第10号平成29年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1180万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3357万3000円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正は、歳出について運営費の委託料を474万円減額いたしております。また、建設費の委託料98万円、工事請負費608万円をそれぞれ減額しております。

歳入につきましては、国庫支出金700万円、町債480万円を減額いたしております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長(後城一雄君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長(峯広美君)

すみません、説明をいたします前に、提案理由の歳出について、運営費となっておりますが業務費の間違いでございました。すみません、訂正してお願いしたいと思います。

それでは説明に入ります。7ページから説明したいと思います。歳出、1款1項1目、一般管理費、474万円の減をしております。公共下水道事業資産整理業務委託料の減で、債務負担によりまして3年の契約をいたしましたが、当初690万円の予算でしてございましたが、初年度の内容が資料の収集等になりまして、216万円の実績見込みと決算を予定しております。そのために、474万円の減になっております。

8ページ、2款1項1目、下水道建設費、706万円の減をしております。内容13節、委託料、設計業務委託料の減。これは、千綿宿の地役権設定委託費の執行残の減になっております。15節、工事請負費、608万円の減。これは、推進工事の減ですが、これが29年度要望から国庫補助金の減額が700万円交付決定をされました。追加交付もないと見込みまして、今回700万円の減。それと、起債借入の端数処理分の6万円減いたしまして、706万円の減。それと、先ほど13節で減額しました設計業務委託料を工事請

負費の方に追加いたしまして、トータルで工事請負費は 608 万円の減というふうになっています。

続きまして 5 ページ、歳入、3 款 1 項 1 目、下水道事業費国庫負担金、先ほど言いましたように、公共下水道事業国庫負担金が、交付決定額が 700 万円の減というふうなことで予定しております。

それから 6 ページ、7 款 1 項 1 目、下水道事業債、公営企業適用債の減で 480 万円の減をしております。

1 ページに戻っていただきまして、1 ページから 4 ページにつきましては、先ほど説明の積上げですので省略させていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

議案第 10 号の確認のためにちょっと聞きたいと思います。8 ページの推進工事減ということで、場所がちょっとわからなかったんですが、千綿宿の国道の部分の推進工事なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

工事費の減ですか、千綿宿東宿線と 34 号線の交差点の、その推進工事になっております。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。11 時 5 分から再開をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再 開（午前 11 時 04 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、施政方針ということでお手元に資料を差し上げておりますので、ご一読お願いします。

平成 30 年度一般会計予算案をはじめ特別会計予算案、並びに重要案件につきましてご審議いただくにあたりまして、町政運営に臨む私の所信、並びに町政の基本方針の一端を申し上げます。

平成 30 年度の国の予算案は、過去最大となる 97 兆 7000 億円ということで（対前年比 2581 億円増）となっております。歳出総額は社会保障関係費の増加などで過去最大を更新し、国債費は歳出総額の 4 分の 1 近くに上りました。予算案に先だち決定されました「経済政策パッケージ」では、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の 2020 年度黒字化達成を事実上断念いたしております。2019 年 10 月に予定している消費税率 10%への引き上げにつきましては、年内に最終判断すると見られますが、財政健全化への道のりは険しく、今年の「骨太方針」で示すといわれています。人づくり革命、生産性革命、そして消費税の使い道の見直し等が今後検討されるものと思います。

地方財政計画は、地方税収の増加で地方交付税交付金は約 15.4 兆円となり、2 年ぶりのマイナスとなりましたが、自治体に配分されます出口ベースでは約 16.9 兆円となり、平成 27 年度地方財政計画の水準を平成 30 年度までは下回らないよう、実質的に同水準を確保するとして経済・財政再生計画に基づくルールを踏まえ、平成 29 年度と同

水準を維持されました。

このような中、東彼杵町の平成 30 年度当初予算案につきましては、一般会計と 8 特別会計の予算総額は約 73 億円でございます。前年度より約 7 億円の減少でございますけれども、対前年比 8.9%減。減少の主な要因は、一般会計におきましては光情報基盤整備事業の完了と、一律 5%のマイナスシーリングでございます。国民健康保険事業会計は、平成 30 年度から長崎県への運営移行による共同拠出金など約 6 億円が皆減をいたしまして、新たに納付金約 3 億円が皆増するものでございます。

人口減少は確実に推移してまいります。町民皆様にも危機感を持っていただくとともに、超高齢社会をどう乗り切るのか、知恵を出して、町政運営を行ってまいります。

まず、住民主体の地域づくりでございます。活力あるコミュニティーを形成するためには、町民皆様が主体となって支え合うことが基本でございます。これまで T 型集落点検を行いました。その経験を踏まえて各地域の現状把握、現場がどうなっているのか、机上ではわかりません。町民皆様が行政に対して、どのような暮らし方を望んでいらっしゃるのか、また、その家庭の中で、今後どう継承されるのか、10 年後、20 年後を見据え、その地域がどのように変化するのかを思い描いてもらって、まちづくりをどうしていくのかを明らかにして、重点的な取り組みを行ってまいります。

その取り組みも一部の地域では、積極的な取り組みがなされておりますが、これからの 10 年で大きく変化します。職員の地域エリア担当制度を活用していただき、町民皆様の声が届く元気なコミュニティーづくりを目指します。

2 点目ですけれども、交流、定住人口の拡大するまちづくり。これまで、定住促進は重点政策として取り組んできました。平成 29 年 3 月に地方創生事業として、お試し住宅「大迫の宿」を整備いたしました。平成 29 年度末までに東京都や埼玉県から 2 世帯 6 名の方が移住されます。お試し住宅を移住の拠点として、ふるさと納税制度などとの活用なども検討します。

その地区との関わりのある人。この考え方を 3 年前から推進してきました。町外に住んでいてもすぐに帰ってこれる人、この方々を含めたものが人口とする捉え方。ここに来て、その考え方を総務省が「関係人口」と提唱しています。人口減少は避けることができません。長崎県も昨年 1 年間で 1 万 4500 人の減少で、波佐見町の人口が丸ごと無くなった計算になります。これからは交流人口の拡大で、東彼杵町へ来ていただくことが何より重要でございます。

空き家活用は引き続き取り組みます。借り手である需要に対して供給が追いついていません。町の重点施策であります、楽観的な思考で方法を考えることが必要と思えます。また、学校廃校活用では、旧音琴小学校跡地に学校法人きのくに子どもの村学園が開校予定であり、町として施設整備等にどのような支援ができるのか考えてまいります。

3、農林水産業の振興でございます。そのぎ茶日本一の更なるブランド力向上と新たな販路開拓、消費拡大等に向けた対策と戦略に取り組みます。また、平成 30 年度全国

茶品評会への連覇をかけて取り組みます。振興方策として「世界の常識を変える“そのぎ茶”～日本茶の新たな価値と創造～」を宣言することで、茶商、茶生産者、並びに関係者すべてが具体的な目標をたて、それに向ってブランド力の更なる向上を目指してまいります。

このため、そのぎ茶の高級化でプレミアムな商品開発で差別化を図り、経営を安定させる戦略を進めてまいります。合わせて農業の六次化へシフトできる農業経営を目指します。

耕作放棄地に群生するダンチク等の資源を活用したサイレージ化実証試験を実施いたします。

林業につきましては、森林法の改正によりまして、林地台帳及び林地台帳地図整備や、森林・山村多面的機能発揮対策交付金などの新規の取り組みを行います。

漁業につきましては、水産多面的機能発揮対策事業や、漁業就業者確保育成総合対策事業など、昨年引き続き行います。

4、商工観光業の振興。商工業振興は、超高齢社会への進展の中で、昨年も申し上げましたが、何もしなければ衰退します。(株)帝国データバンクの調査では、日本の企業のうち99.7%が中小企業で200万社あります。このうち70%弱の企業が「承継者がいない」「後継者不足」とのことです。具体的にどうするのか東彼商工会との懇談会でも説明いたしました。後継者については把握をしているとのことですが、どのような対策を必要とするのか、早急な対応が必要であります。

まちづくり事業でも起業家支援は行っていますが、制度そのものがまだ知られていない状況であります。

お茶とクジラのまちを標榜していますが、クジラにつきましては商業捕鯨が世界からの注目を受ける中、本年は「全国鯨フォーラム」を、捕鯨と鯨食文化の機運向上、知名度向上などを目的に開催いたします。本町は捕鯨のない鯨との関わりでユニークな町でございます。

観光業につきましては、ふるさと交流センターを独立させて、東彼杵町内での連携で、来訪者に対して、道の駅を拠点に移住などの受け入れなど、ワンストップでの対応ができるような体制づくりを進めてまいります。道の駅は、国土交通省の重点道の駅として昨年より用地買収などが行われています。この計画が順調に進めば、東彼杵町として旧老人ホーム跡地を中心に、新たな賑わいの場づくりを進めていくことにします。

平成29年度から「長崎県21世紀まちづくり推進総合支援事業」で、観光地づくり3か年計画として、千綿駅を拠点にした周辺との周遊と、小さな経済・生業を生み出し、地域の活性化を図ることとしています。その成功体験で全町的な相乗効果を期待するものでございます。

5、保健・医療・福祉のまちづくり。「健康東そのぎ21(第2次)」は、平成27年度から平成36年度の10年計画であります。生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を

図りまして、全てのライフステージにおきまして、町民一人ひとりの健康増進の意識と行動を支援する施策を推進してまいります。また、データヘルス計画を基に、医療や健康データ分析により、健康障害のリスクを軽減する取り組みを進めます。生活習慣病予防での特定健診は、受診率を70%の目標で、高血圧の改善、脂質異常症の減少、糖尿病有病者の増加抑制を重点課題として、健康寿命の延伸を着実に推進することといたします。

なお、特定健診費用は全額町負担とします。被保険者は無料とし、受診率達成地区への報償金を増額いたします。そして特定健診受診率向上事業で、人工知能等で受診歴を分析し、効果的な受診勧奨で健診を受けていただくことなど、重点的な取り組みを行います。

国民健康保険事業は、本年度から長崎県へ財政運営の責任主体を移行します。今回の改革は、国民皆保険を支えて、最後の砦である国保制度を将来的に持続可能な制度として、健全かつ安定的な運営をしていくうえで大きな意味を持つこととなります。新制度が、医療費適正化の強化、保険料水準の統一化、市町村事務の更なる標準化、広域化による国保制度の新時代が展望されます。保険料算定は市町の医療費水準、所得水準を基に納付金を算出しています。よって医療費水準が高く、所得水準が低い本町は、制度改革による負担が増加しますが、当面は激変緩和措置とし公費で補填されます。被保険者の負担はありません。しかし、今後の税率改定等は検討していかなければなりません。

介護保険事業は、今後、更に増加する高齢者が、すみ慣れた地域でいつまでも健康で、いきいきと生活し、地域住民とのふれあいや支え合いの中で、安心して生活できる社会を作るため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化に取り組みます。

子ども・子育て支援につきましては、保育園、認定こども園を中心として、質の高い幼児教育・保育を受けられるように、支援の充実、強化を進めます。また、学童保育や地域の子育て支援拠点事業、及び一時預かりなどの子育て支援事業を充実して、多様なニーズに対応できる体制づくりに努めます。

障害者支援につきましては、障害のある人がすみ慣れた地域の中での生活を継続しながら、障害のない人とともに本町における共生社会を実現できるような支援を推進いたします。

6、環境保全、交通等整備のまちづくり。町道里一ツ石線改良事業は、平成30年度まで一部舗装をもって完了いたします。大野原高原線改良事業は、前年度からの用地取得が順調な進捗であり、平成30年度から一部着工いたします。また、中尾本線改良事業は、用地取得を進めて早期完成を目指します。

港湾事業は、施設の老朽化対策で、物上げ場エプロンの舗装工事を行います。

防衛事業として、太ノ浦周辺用水対策事業での山頭池浚渫、沈砂池設置、四川内池堤体改良工事など、ため池漏水対策の完成を目指します。

町営バス運行は、3路線とも赤字経営を余儀無くされております。なお、彼杵線のJA県央新鮮市場までの路線延長は、周辺運行业者から同意を得られず路線延長ができません。更に既存の交通路線の赤字経営をどこまで行政が負担すべきか、早急な検討が必要であり、協議会への諮問なども検討いたします。

日本初の防災情報提供システムが本年度からスタートいたします。長く親しまれましたオフトーク通信放送も終了し、新しい通信網の時代に転換します。情報通信技術の急速な進化の中で、町民皆様の多様なニーズに対応した『先進的な東彼杵町』を実現したいと考えております。

7、生活環境のまちづくり。水道事業会計は、公営企業として会計の見える化で効率化を目指していますが、創設より整備してきました水道施設の老朽化や、耐震化の必要性のほか、人口減少に伴う料金収入の減少により、経営環境は厳しさを増しています。今後の料金改定も視野に入れ、安全でおいしい水の安定供給と、なお一層の事務、事業の効率化と経費削減に努めてまいります。

なお、年間の給水量に対する料金収入の対象となった有収水量の割合である有収率は低く、漏水対策、計器類の不感などの要因を分析し、効率的な配水の確立に重点的に取り組みます。

下水道事業は、昨年度末で整備率90%となりました。しかし、接続率は71.6%と低いため、接続に係る広報啓発を行い、接続率の向上を図ってまいります。また、公営企業会計への移行事務を進めております。資産整理業務委託は平成29年度から3か年契約で行っています。本年度は例規整備、及び勘定科目などの事務支援業務委託等を行います。

下水道計画区域外を対象とした合併浄化槽の設置につきましては、引き続き大村湾の水質浄化のため取り組んでまいります。本年度までの高率補助制度ではありますが、整備率は昨年度末で56%であり、制度の延長も合わせて検討し、事業推進を図ってまいります。

8、教育・スポーツ・文化の振興。平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会に対して学校運営協議会設置の努力義務が課せられました。

平成28年度に各学校に設置したコミュニティースクール（学校運営協議会制度）を中心として、学校、家庭、地域が連携して学校を運営し、地域の特色を生かす学校づくりを目指します。

中学校統合は町民皆様のご意見をいろんな場面でお聞きしますが、大きく変わったと思うことが2点あります。1点目は、以前からもご意見はあったと思いますが、「町は何をしている」と統合を急がすような発言が多くなったこととございます。2点目に、町の財政運営上で、統合に関しどれほどの負担が発生するのかの意見が出ていることです。いずれにしても平成30年度中に、町議会へ統合方針を提案します。

文化振興については、国際交流事業を引き続き実施いたします。海外派遣で、異文化交流体験から国際的な視野を広め、国際感覚を身につけた人材を育成いたします。

人形浄瑠璃は、町民皆様の努力によりサポーターが結成されました。引き続き支援してまいります。さらに伝統文化の保存、継承に関する情報交換や支援体制のために、九州人形浄瑠璃自治体協議会の組織化を行います。

東彼杵ロードレース大会については、交流人口の拡大や定住促進などへの波及効果が大きく、また、おもてなしの皆様の支援が大きな支えとなっております。これが、まちづくりの最たるものと思います。今後は、実施主体や大会の規模など検討を行いながら、あるべき姿をさらに模索したいと思います。

9、行財政の運営について。行政運営は、自立的かつ効率的な運営を行うため、町民皆様の要望の多様化に対応するとともに、東彼杵町の独自性や特色を生かしていくために、職員自らが、その殻を破り、多様性と創造性を持つ人材へと変わらなければなりません。そして、町民皆様におかれましても、このまちの課題解決に向けての人材育成を重点施策として取り組む必要があります。これまで町民皆様にまちづくりを勧めてまいりましたが、職員自身が変わらなければ、町民皆様が変わらないと考えております。

財政運営は、行財政改革など積極的に取り組み、持続的かつ安定的な財政を基本として進めてきました。しかし、一般財源の大宗をなす地方交付税が、毎年減少しています。平成30年度予算の地方交付税は、地方財政計画における臨時地方道事業債、並びに歳出特別枠の算定廃止等の影響で、理論償還満了による減額計上となりました。また、町税は、個人町民税の所得区分で、農業所得がここ数年著しい伸びですが、営業所得は10年前と比較して大幅な減収となっております。なお、今年度予算の町税は、町たばこ税が減少していますが、個人町民税の給与所得者、及び固定資産税の家屋や償却資産の増によりまして、全体では増となっております。また、国県支出金が、太ノ浦周辺用水対策事業等補助金の大幅な減少となった一方、町債は、道路事業、並びに校舎改修事業等により増額となっております。

地方財政の将来不安を解消するには至っておらず、自治体は自前の財源を増やせないのなら、身の丈にあわせて仕事の量を減らすしかありません。国と地方は、やるべきこととやらないことを見極めるべきでございます。真剣にその仕分けをやらないと自治体は滅びます。若者が夢を持って活躍できるシステムづくりが、高齢化時代を乗り切る本当の課題ではないでしょうか。

結びに、町民皆様の「幸せ」のため、より一層の財政健全化、そして将来の東彼杵町を見据えた町政運営を進め、町民皆様がこれまで以上に「このまちに住んで良かったと感じるまちづくり」に向けて全力で取り組んでまいります。

町民皆様、そして議員皆様のご支援、ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。平成30年3月8日、東彼杵町長渡邊悟。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

以上で、町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終日 20 日に予定をしております。

日程第 12 議案第 11 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 12、議案第 11 号平成 30 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 11 号平成 30 年度東彼杵町一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ 45 億 2000 万円でございます。債務負担行為につきましても第 2 表、それから、地方債につきましましては第 3 表地方債、一時借入金につきましましては 2 億円と定めております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

説明をいたす前に、配布しております資料をご確認いただきたいと思っております。一般会計予算書並びに一般会計予算概要、それから一般会計予算目別増減内訳書というものを配布をいたしております。お手元に増減内訳書を置いていただければと思っております。それでは、町長に代わりまして、議案第 11 号平成 30 年度東彼杵町一般会計予算について説明を加えます。

まず、一般会計予算総額は、45 億 2000 万円となりました。対前年比 3 億 6200 万円、約 7.4%の減となっております。減額の主なものとしましては、光情報基盤整備事業負担金 2 億 2000 万円、太ノ浦周辺用水対策事業費 1 億 2000 万円、町道里一ツ石線改良事業費 7600 万円、合計で 4 億 1600 万円が皆減となっております。逆に増減の主なものとしましては、深澤道路改良事業費 6400 万円が皆増となり、増減合計で 3 億 5200 万円が減額となっております。

また、予算編成にあたりまして、総務省の要求段階から、地方交付税の出口ベースで 2.5%の減額となっており、大幅な財源不足が予想されましたので、先ほど町長からもありましたように、一律 5%のマイナスシーリングを設定いたしまして、また過去の歳出決算額を分析した上で、不要額を極力削減した予算編成となっております。

それでは、内容を説明いたしますが、時間短縮のため、先に配布いたしております、平成 30 年度一般会計予算目別増減内訳書を用いて主なポイントだけを説明させていただきます。

歳出から説明をいたします。目別増減内訳書の6ページをお開き下さい。この表の一番左の貢という列の数字が、予算書の各目の先頭ページに記載をいたしております。この貢を使って説明をいたしますが、後ほど予算書と突き合わせてご確認いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは62ページです。2款1項1目、一般管理費でございます。一般職員1名及び嘱託職員1名の人件費1065万6000円などが減額となりまして、合計で1268万2000円が減額となっております。

66ページ、3目、財政管理費、ふるさと応援寄附金謝礼の減額でございますけれども、先ほど申しました総務省通知によりまして、返礼品の割合を寄附額の5割から3割に引き下げたこと、及びピーチポイントによる返礼品を取り止めましたことによりまして625万円の減額。その他、統一的な基準による財務書類作成業務委託料、新規事業としまして、楽天ふるさと納税システム等利用料及びふるさとプレミアム利用料が皆増となり、合計で191万9000円の減額となっております。

67ページ、5目、財産管理費は、5年間の期限を迎える森林保険料168万円が皆増となったものの、庁舎電力を新電力会社へ切替えたことにより光熱費が69万7000円減額した他、工事請負費の皆減や、ふるさと納税の減少による積立金の減額によって、合計で823万6000円の減額となっております。

70ページ、7目、企画費は、冒頭説明いたしました光情報基盤整備事業費2億2000万円の皆減や、茶子ちゃんねる関連経費のICT光のまち整備委託事業費及び地域情報配信システムクラウド使用料を、新たな目として起こしました2款1項13目、地域情報通信費に移したことなどから2億3412万2000円の大幅減額となっております。

72ページ、9目、電子計算費でございますけれども、新たなシステム改修や総合会館教育センターへのWIFI環境を整備いたします。委託料の増に加えて、平成25年度に導入しましたサーバー群からなるイントラシステムリース料の更改や、第4次LGWAN切替に伴う更改リース料などが増加し、合計で1264万4000円の増額となっております。

75ページ、10目、地域づくり推進事業費、地域おこし協力隊設置事業費は、新谷隊員の任期が本年10月までとなっております。2名の新隊員を募集し3名体制とする予定のため、事業費が地域おこし協力隊の事業費だけで392万円が増額となっております。また、この目にありました出産祝い金、育児報奨金は、出産・育児に関する目的の費目に移したことによりまして、それぞれ800万円、200万円が皆減となっております。写真によるまちづくり業務委託料は、町の過去・現在・未来を繋がるをテーマに町を再発見する委託事業として400万円の皆増となっております。本町自治会龍体製作補助金は、お祭りで使用するじゃ踊りの龍体作成の補助として250万円が皆増となっております。その他の補助金につきましては、過去の実績に基づき減額を行い、合計で1128万7000円の減額となっております。

77ページ、12目、公共交通事業費は、平成16年3月に登録いたしました町営バス1

号車の老朽化に伴い、26人乗りバスの購入費として1000万円を計上しております。なお、財源としまして、社会福祉協議会からの寄附金を予定をいたしております。

78 ページ、13 目、地域情報通信費は、オフトーク通信事業が前年度末で終了しました。平成 30 年度からは、地域情報及び防災情報等の分野を集約いたしまして、地域防災情報通信事業として、情報伝達を行うことといたしております。主な歳出としましては、給与費、茶子ちゃんねる関連経費の ICT 光のまち整備委託料 706 万 4000 円、地域情報配信システムクラウド使用料 146 万 2000 円、並びにテレビデータ放送利用料、NBC のデータ放送利用料 51 万 9000 円。これまでのオフトーク端末撤去費 100 万円など、合計で 2083 万 7000 円が皆増となり、オフトーク通信費 1432 万 3000 円が皆減、廃目となっております。

93 ページ、3 款 1 項 3 目、障害福祉費は、障害者の高齢化や制度の普及などによって一人当たりの支給料が増加し、障害福祉サービス給付費が 1599 万 3000 円増加しております。なお、特に増加が著しいのは就労継続支援給付費が大きい伸びとなっております。また、事業所増と制度の普及により障害児一人当たりの支給料が増加したため、障害児通所給付費が 621 万 3000 円増加し、障害福祉費全体で 1789 万 8000 円の増額となっております。

98 ページ、2 項 1 目、児童福祉総務費、児童健全育成事業委託料は、国の放課後クラブ設置費に対する補助基本額の引上げ及びキャリアアップ事業の追加により、2 クラブ分で 276 万 6000 円の増額。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 192 万 3000 円の皆増は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、本年度、第 2 期計画を策定するものでございます。また、福祉医療費 369 万 9000 円の減額は、昨年度、中学生まで給付を拡大した際に見込み計上しておりました実績に基づき、減額計上するものでございます。

99 ページ、2 目、児童運営費、施設型給付費は、人事院勧告などが影響し 417 万円の増額。保育対策総合支援事業補助金は、主にひまわり保育園の保育体制強化事業及び保育補助者雇い上げ強化事業の皆増に伴い 329 万 5000 円が増額となっております。また、障害児保育事業補助金 88 万 8000 円の減額は、重度障害児の減によるものとなっております。

次のページにいきまして、102 ページ、4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費、人件費は、課長職 1 名の減により 510 万 6000 円の減額。出産祝い金 800 万円及び育児報奨金 200 万円は、地域づくり推進事業費から科目変更により皆増となっております。なお、出産祝い金につきましては、昨日の一般質問にもございましたように、第 2 子目の給付額を 10 万円から 15 万円、第 4 子目を 20 万円から 30 万円、第 5 子目以降を 20 万円から 40 万円に引き上げて支給することといたしております。

104 ページ、2 目、予防費は、過去の実績から、ピロリ菌抗体検査委託料及び予防接種委託料をそれぞれ減額し、インフルエンザ予防接種費助成金については、大村医師会

との協議により中学生以下の接種について、昨年度より委託事業となりましたので、助成金を 52 万円減額いたしております。また、新規事業としまして、スマートダイエツト教室開催のため運動指導等実施委託料 23 万円を計上いたしております。

114 ページ、6 款 1 項 2 目、人件費 1137 万 5000 円の増額は、主に人事異動により職員が 7 名から 8 名に増員になったことによるものでございます。

115 ページ、3 目、農業振興費、そのぎ茶啓発事業費は、内訳は記載しておりませんが、予算書にあります、新たにそのぎ茶統一基準販売促進ツール作成業務委託料 200 万円、そのぎ茶プレミアム商品開発戦略事業補助金 300 万円及び東京・関西・福岡への普通旅費 102 万 6000 円を皆増して、日本一のそのぎ茶の効果的な販売を促進する事業に取り組みたいと思っております。事業内容につきましては、予算概要に記載しておりますもので、後ほどご高覧いただきたいと思います。また、未来を創る園芸産地支援事業費補助金は、JA いちご部会北部支部に対し、ハウスの長寿命化工事に、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金（ワイヤーメッシュ柵）は、設置延長 3000m に対し補助金を交付いたします。なお、多面的機能支払交付金は、事業の性質から 4 目の土地改良事業費へ変更を行いましたので、3788 万 5000 円が皆減となっております。

120 ページ、5 目、農村環境改善センター費、施設定期調査報告書作成業務委託料及び空調・衛生設備点検管理業務委託料の皆増は、改正建築基準法が平成 28 年 6 月 1 日に施行され、3 階以上の集会場施設については、建築士等が作成した建設設備の定期報告が義務付けられたことによるものとなっております。

124 ページ、2 項 1 目、林業総務費、林道台帳及び林地台帳地図作成業務委託料 92 万 9000 円は、森林法の改正により、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する台帳制度が創設されます。今回、県が所有する森林簿を基に所在、面積、林班などのデータの再整備を行う費用が皆増となっております。

125 ページ、3 目、林道費、広域基幹林道虚空蔵線法面改良工事は、平成 27 年度から行っている法面の保護モルタル改良事業でございます。昨年度は補正で対応いたしておりますけれども、本年度は当初で計上いたしております。本年度は、延長 75m、430 m² の改良工事を計上いたしております。

128 ページ、7 款 1 項 2 目、商工振興費、鯨フォーラム 2018 東そのぎ開催事業 255 万円の増加は、捕鯨の歴史と長崎ならではの鯨食文化を次世代に引継ぐことを目的に、本町で鯨フォーラムを開催いたします。

129 ページ、3 目、観光費は、昨年度から千綿駅を拠点とする観光地づくり等の開発を行っております。本年度は、洗い出した観光地や開発した土産品を具現化する観光地ガイドの養成などを行う事業として、観光地づくり等業務委託料を昨年度より 50 万円増額し、500 万円を計上いたしております。

130 ページ、4 目、道の駅管理費、物産館エアコン取替工事は、物産館建設時から設置しているエアコンの機能低下が著しいため、民法の貸主責任の規定によりまして、取

替工事を施工いたします。

135 ページ、8 款 2 項 2 目、道路橋梁維持・新設改良費、橋梁補修工事は、昨年度までの橋梁点検の結果、町内の橋梁 154 橋のうち、15m以上の橋梁で 5 橋、15m未満で 5 橋の、合わせて 10 橋の補修が必要となっております。本年度、泓橋の補修工事を施工いたします。

136 ページ、3 目、木場本線道路改良事業費、昨年度行いました構造物詳細設計に基づき、現在の木場本線でございますけれども、現道への擦り付け工事、約 100mを施工する予定といたしております。

137 ページ、4 目、社会資本整備交付金事業費のうち、大野原高原線道路改良事業は、谷口側の橋梁下部工を施工をいたします。また、中尾本線改良事業は、現道への擦り付け工事約 60mと用地費及び建物等移転補償費を計上をいたしております。

140 ページ、3 項 1 目、河川管理費は、瀬戸郷の小川川の浚渫工事等を施工する予定で、河川管理費合計で 426 万 1000 円を計上いたしております。

141 ページ、4 項 1 目、港湾管理費、彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金は、県営事業として施工されます、彼杵港内、明時川に架る橋梁補修と明時川から川棚側の護岸改良工事費の一部負担金 4577 万円の拠出を考えております。

次のページにいきまして、147 ページ、8 項 1 目、深澤道路改良事業は、辺地地区住民の交通不便による難渋解消対策として、町道中岳幹線の拡幅により道路機能の向上を行い、地区住民の生活基盤の改善を図る工事を平成 30 年度から平成 46 年度の 17 年間で、3800mの改良を行います。なお、本年度は、測量及び概略設計を行う予定で、総額で 6452 万 2000 円が皆増となっております。

151 ページ、9 款 3 目、消防施設費、小型動力ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ、それぞれ 1 台を第 6 分団に配備する予定となっております。

152 ページ、5 目、災害対策費は、昨年度、整備しました災害情報伝達システム関連経費の戸別受信機通信料 385 万円、防災情報提供システム保守料 221 万 4000 円及びインフォカナルサービス利用料 324 万円が皆増となり、また、災害時の避難に要する経費の支出に備えるための災害対策費用保険料 59 万 2000 円が皆増となっております。

158 ページ、10 款 2 項 1 目、小学校管理費は、彼杵小学校スクールバス運行業務委託料の現契約期間が満了し、新たな契約に対応するため 481 万円が増額となり、また、彼杵小学校職員室エアコンの機能低下による取替工事費、児童用機の更新費用などにより、教材・一般備品が 251 万 5000 円増額となっております。

163 ページ、3 項 1 目、中学校管理費は、千綿中学校屋上防水等改修工事、千綿中学校体育館照明等改修工事及び千綿中学校給食用リフト改修工事の皆増などにより、学校管理費全体で 5087 万 7000 円の増額となっております。

169 ページ、5 項 1 目、社会教育総務費は、2 款の地域づくり推進事業費からスポーツ大会等参加助成金及び文化財保存育成事業補助金が科目変更により皆増となっております。

ります。職員の退職に伴う人件費の減額などによりまして、合計で 541 万 9000 円の減額となっております。

171 ページ、2 目、教育センター費は、総合会館、現在、文化ホール横の用地の取得費として 682 万円を計上いたしております。

176 ページ、5 目、文化財保護費は、ちょっと小さいんですけど印刷製本費が野岳遺跡細石刃資料調査報告書の印刷費や建設から 25 年を迎える資料館の屋根外壁調査業務委託料などが皆増となっております。

188 ページ、12 款 1 項、公債費は、そこに記載しております事業の償還終了などによりまして、項全体で 6763 万 6000 円の減額となっております。

以上、歳出の説明は終わりますが、50 万円以上の事業概要を別冊の事業概要書の 13 ページから 47 ページにかけて詳しく記載をいたしておりますので、後ほど併せてご高覧ください。

それでは、1 ページに戻っていただいて、15 ページ、歳入 1 款 1 項、町民税は、民間の賃上げを反映し、個人町民税 1090 万 3000 円、4.7%増と見込んでおります。

16 ページ、2 項、固定資産税は、家屋建築数の増加と、企業の設備投資による償却資産の増加により、1328 万 7000 円、3.81%増と見込んでおります。

17 ページ、3 項、軽自動車税は、前年度と同程度。また、4 項の町たばこ税は、禁煙の普及により、742 万 9000 円、14.67%の減と見込んでおります。

以下、20 ページ、2 款 1 項、地方揮発油譲与税から次のページ、29 ページ、10 款 1 項、地方特例交付金までは、地方財政計画及び各科目の平成 29 年度決算見込みに基づき算定を行っております。

30 ページ、11 款 1 項、地方交付税、普通交付税における地方財政計画は、全体でマイナス 2%と上回っております。基準財政収入額は、ほぼ横ばいを見込んでおりますが、基準財政需要額において、地方財政計画における包括算定経費の伸びがマイナス 5.5%及び平成 9 年度臨時地方道債、宿・太ノ浦線、木場本線及び中岳幹線の事業補正算入終了並びに歳出特別枠、地域経済・雇用対策費の算定廃止が影響いたしまして、普通交付税は 2500 万円、1.3%減の 17 億 8500 万円、特別交付税は同年度と同様の 8000 万円と見込み計上をいたしております。

36 ページ、14 款 2 項 1 目、総務手数料は、オフトーク通信の終了によりオフトーク手数料が皆減し、防災情報提供システム戸別受信機利用手数料 384 万 9000 円が皆増となっております。

38 ページ、15 款 1 項の国庫負担金は、1 目の民生費国庫負担金の児童手当負担金が少子化の影響で 547 万 6000 円減額となりましたが、障害者自立支援給付費負担金が 783 万 4000 円、障害児通所給付費負担金が 310 万 6000 円などの増額が影響し、国庫負担金全体で 705 万 7000 円の増額となっております。

39 ページ、2 項、国庫補助金は、4 目の土木費国庫補助金の太ノ浦周辺用水対策事業

補助金 1 億 130 万 7000 円が皆減となったことが影響し、国庫補助金全体で 9625 万 4000 円の減額となっております。

43 ページ、16 款 2 項、県補助金は、4 目の農林水産業費県補助金の水産物供給基盤機能保全事業費補助金の 690 万円の皆減や、未来を創る園芸産地支援事業補助金 602 万円、ながさき鳥獣害防止総合対策事業補助金 360 万円の減額などが影響し、県補助金全体で 2163 万円の減額となっております。

次のページにいきまして、49 ページ、18 款 1 項 2 目、総務費寄附金は、町営バス事業に対する町社会福祉協議会からの給付金 1000 万円が皆増となっております。

50 ページ、19 款 1 項 3 目、ふるさと創生事業基金繰入金から、5 目の教育文化施設整備基金繰入金までは、それぞれの基金の充当先を主な増減理由欄に記載しております。後ほどご高覧ください。

59 ページ、22 款 1 項 4 目、臨時財政対策債は、地方財政計画マイナス 1.5%及び平成 29 年度決算見込みから 2000 万円減の 1 億 1000 万円と見込み計上をいたしております。なお、過去 5 年間の基金の状況及び公債費の状況を、別冊の予算概要書 10 ページから 11 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

平成 30 年度一般会計予算書に戻っていただき、11 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為でございます。3 件の債務負担行為を記載をいたしております。上段は、町内中小企業者が中小企業振興資金を、又は創業者が創業支援資金を、町が指定した金融機関から融資を受ける際に、県信用保証協会が履行期間中に受けた損失について、2 分の 1 の損失補償を町が負うという契約を信用保証協会と締結させるための債務負担行為となっております。

中段は、合併処理浄化槽の設置に伴う水洗便所改造資金の融資を受けた債務者等の債務不履行により、取扱い金融機関が受けた損失を町が損失補償をするという契約を取扱い金融機関と締結するための債務負担行為です。

下段は、水洗便所改造資金融資に対する、平成 31 年度以降に発生いたします利子の全額を、町が負担するという債務負担行為となっております。

12 ページをお願いいたします。第 3 表、地方債につきましては、それぞれの事業債の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載しております。

なお、4 ページから 10 ページまでの第 1 表、13 ページから 14 ページまでの事項別明細書及び 191 ページから 192 ページまでの給与費明細書は、ただいま説明の積上げですので説明を省略いたします。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

昼食のため暫時休憩します。13 時 15 分から再開をいたします。よろしく申し上げます。

暫時休憩（午前 11 時 52 分）

再 開（午後 1時14分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り、会議を開きます。これから質疑を行います。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

3回までの質問ということで1回目には、まとめて質問させていただきます。5点程あります。

まず、予算書の116ページを開けてください。6款1項、農林水産業費。この農林水産業費を見ますと、継続事業として、そのぎ茶啓発事業委託料13万円ですね。そのぎ茶啓発事業に約514万円が昨年度と比較して増加になっております。それから、そのぎ茶プレミアム商品開発戦略事業補助金。これが次のページ、118ページ、下から5つ目にあります、そのぎ茶プレミアム戦略事業補助金、約300万円。それから、そのぎ茶統一基準販売促進ツール作成業務委託に200万円。わかりました、このことは良いんですよ、そのぎ茶が日本一になったということで非常に予算を集中して投入した。これは、私も非常に良いことだと理解をしている。そこで、それを踏まえて他の農業、いちごとかアスパラとか、これの育成の手当がややバランスを欠いているかなという感じがします。その点がどのようになっているのか。というのが第1点。

次2点目、131ページ見て下さい。7款1項4目の道の駅管理費です。このところに、15節工事請負費、物産館エアコン取替工事に584万3000円。これ計上されている。これは、さっき財政管財課長が言っておられましたけれども、負担する根拠は民法の規定によるというふうに説明されましたよね。この民法の規定というのはどういうことなのか、ちょっと再度教えてください。

次3点目、147ページの8款8項1目、深澤道路改良事業費に来年度予算6452万円が計上されております。説明書によりますと、全体予算として9億4882万円が、これは17年間の予算として全体計画で上がっております。町税も約2億円ぐらいですかね、投入されることとなります。全体計画の中の内訳は、非常に、町民に大きな負担を強い事業になると思われるんですよ。交通不便により難渋解消のためとありました。こういうところに、どういう状況の場所も私はちょっと思い浮かばないんですけども、何家屋、何名の人達がそういう道路を活用しておられるのか。要するに、費用対効果がどのくらいあるのか。そこをちょっと教えてください。

次4点目、170ページいきます。10款5項13節、委託料、国際交流事業委託料。これも来年度は、オランダ訪問予定となっております。このオランダ訪問に自費で参加したいという町民がおられるんですよ。これは、自費で参加すると町民も参加可能なのか、教えてください。

次は、177ページの10款5項13節、人形芝居指導委託料というのが84万円計上さ

れております。この人形芝居について、ちょっと言及させてください。現在、この千綿人形座サポーターの方々が中心となって頑張っておられます。そこで千綿の人形芝居は、そもそも県の指定無形民族文化財なんですよね。そしてこれは、千綿の人形芝居保存会の方々、あるいは名前で登録されていると思います。この方々との連携がどのようなになっているのか。なされているのか、なされていないのか。この辺のところをですね。以上、5点よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議長、できましたら私がいる時の質問と委員会で分けてもらえば、なお良いかと思ひます。大石さん大変申し訳ないんですけども、大きなガイドラインだけ私が答えます。内容につきましては、今日じゃなくて委員会でお答えしますので、是非お願ひしたいと思ひます。

まず、農業のお茶以外に補助をしていないということなんですけれども、これが確かに言われれば正にそうです。しかし、そういう部会とかあるんですよ、全部。お茶も部会があるんですけども、いちご部会とか全部参加をします。しかし、そういう全部、共同出荷と言ひまして農協の方に全部やるんですよ。共販という言葉で言ひてますけれども、それで接点が役場の方と意外とないんです。ただし、あるのは大きな、例えばハウスを作るとか、出荷施設を作るとか、ハード事業の時とかですね。苗を新しく替えるというときには、助成補助をやっているんです。そういう接点しかございません。全部市場が農協さんになっています。お茶に関しては、嬉野にあります西九州茶連に出荷をして、残りを6次化ではないんですけども、小売とか何とかされますね。それから、町内に商店がありますので、意外とその辺の活性化というのはしやすいんですよ。受け皿が部会なんですけれども、昔からお茶だけは、お茶に関する法律があるぐらいで非常に優遇されております、実際のところ。予算化もかなりかけています。そこら辺が若干違ひかなと思ひております。

それから道の駅の民法は、財政課長の方から今日は答えると思ひます。

深澤道路です。6000万円近くかけるということで費用対効果は当然わからないといひないんですけども、後でまた委員会の時に聞いていただくようにしまして、これが9億円のうち90%ですから、後10%ですので負担というのは、とりあえずは9000万円ぐらい要るんですよ、町の負担というのは。後の90%は、すべて国からのお金 comes んです。その内の80%が国からお金を借りて返還するときに、また戻ってくるんですよ。実質72%になりますので、残り今おっしゃるように2億円ぐらいの負担に9000万円と足して、後1億円ぐらいになりますか、そういうので後の30%の3×9は27ですから、その分がおっしゃるように2億円ぐらいあります。これは、そういう交付税制度があるもんですから、辺地事業という対策でやります。これをやらなくて普通の事業で

やったら 50%しか補助がありません。だから、お金がないからほとんど東彼杵町の山間部は、この事業でやらないと財政が持ちません。そういうことでやっております。費用対効果というのは、後でまた課長の方から説明があるかと思っております。

それから、オランダ訪問は、教育委員会の方で説明をお願いしたいと思っております。

それから、人形浄瑠璃は、これは無形文化財になっているのは千綿人形浄瑠璃です。それは、そのまま保存会があるみたいです。それは分かりません。有名無実あるでしょうから。それが活躍がないもんですから、町の方でそういう人形座を作ってやろうということですので、それとはまったく関係ございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。後は、三根課長から答弁をさせます。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

大石議員のご質問にお答えしたいと思います。まず民法の 606 条第 1 項に、賃貸人は賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うという規定がございます。後、契約書に甲は、甲というのは町なんですけれども、賃貸物件に関する公租公課及び自然の破損による修繕費用を負担するという規定がございます。簡単に申しますと初めから付けているもの、エアコンは初めから付けていたんですけれども、その修繕については賃貸人の責任と。それまで入ったところで、料金を決めて貸しているというふうなことで、賃貸人で修理をする義務があるというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育費の 10 款 5 項 13 節でございます委託料で、国際交流事業委託というのが入っているということでございます。これに関しましては、自費で町民が参加したいというおっしゃる方もおられるようだけれども、どうかということでございますね。これは、目的が小中学生を、英語圏を中心とする海外を訪問することによって国際的な視野を広げたり、国際感覚を身に付けた人間育成の糧とするというふうなことでございます。小中学生を、一応対象としてさせていただきたいと。そして、安全確保の面からも、自費でということになりますと引率等かなり難しくなってきますので、対象をきちんと小中学生というふうに絞らせていただければということ。これが 1 点でございます。そして、併せてオランダという話が出ておりましたが、過去 2 年間は確かにオランダでございましたけれども、今年度はどうなるか。それは、先日も議員さんからのご質問などもありましたが、また検討をして、そしてもっと近場の国、英語圏に中心になるかと思ひますけれども、そういう所とか。あるいは、予算内での人員、過去は小中学生 8 名ということでございましたけれども、これを近場になりますと少し人数が増えていくというふう

なことなども考えられます。また、十分検討をして、そしてお諮りをしていきたいと思
っているところです。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、大石議員の質問があった深澤道路の費用対効果の話です。ちょっと私も勘違
いをしておりまして、これは辺地総合整備事業という、この前、昨年、議会の方で議決
していただきまして辺地総合整備計画を作りました。それで、費用対効果というのは、
例えば一般の町道とかの、もっといわゆる平坦でする所は、費用対効果を求めてこられ
ます。しかし、この辺地事業というのは役場に来るために、あるいは千綿支所に行くた
めに、いち早くそこに行くということで非常に道路が不便だと。だから、辺地という言
葉なんですけれども、少し不便な所に住んでいるから、そういう所は優遇して国が手厚
く補助をしましょうということで費用対効果じゃなくて、それは優先的に山間部の整備
をしましょうという起債の性質です。費用対効果はありませんので訂正をさせてくださ
い。お願いします。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

2 回目の質問です。道の駅の管理費について、今から言う質問については今回答しな
くても結構です。委員会の時まで準備しといてください。エアコンの初期に付いている
やつはそこに入っているという、直す義務があると言いましたよね。初期に付けたやつ、
初めから付けたものは、自然の破損は。となると、最初に取付けたエアコン、これは家
賃の算定に入っているのかどうか。このところを、次の委員会の時に回答をしてくだ
さい。よろしくお願いします。

次に深澤道路改良事業について、これも委員会の時に回答してもらって結構です。深
澤道路を改良することによって、その付近に住んでいる家屋数、住民の数、何家屋、何
名、改良することによって恩恵こうむられるか。それから、そこに住んでいる人の年齢
を教えてください。例えば、80 歳ぐらいの人で仮にするじゃないですか。極端なこと
言ったらそこに住んでいる人は 80 歳以上の人ばかりであったと。すると 17 年かかるわ
けですよ。そうすると 97 歳。そうすると、もうそこに住んでいるかどうか分からな
いような状況も想定されるわけですよ。そういったことも知りたいんで、ちょっと次
の委員会のときまで教えてください。

次、4 点目の国際交流。今、教育長は、目的は小学生、中学生にあると。だから、一
般の町民は、ちょっと安全管理とか目的からちょっと違う。それじゃあですよ、今まで
過去 2 回オランダに行きましたね。過去 2 回に生徒児童、それからスタッフ 4 名、計
12 名が参加しておられるんですけども、それ以外に参加されたということはなかつ

たんですよね。

○——△——

そうです。

次、5点目、最後の人形芝居指導委託料について。昨年11月19日に実施された九州人形浄瑠璃フェスティバル in 東そのぎというのがありましたよね。その中のパンフレットを今日持ってきたんですけれども、ここにあります。この中の5ページに、千綿人形浄瑠璃保存会と書いてあるんですよ。こういう千綿人形浄瑠璃保存会というのはないんですよね。ないんです。正式名称は県から取り寄せたやつに書いては、千綿の人形芝居保存会なんです。千綿の人形芝居保存会、これが正式名称なんです。これは間違っているんです。やっぱりこういったところは、保存会の人達と連携してやってないところから、こういったところはきているのかな。こういう文書、パンフレットを作るときには正しい名称を書いて配布しないとおかしいですね。ここに、代表者名が書いてあるんですけれども、やっぱりこういう代表者名もしっかりおられるわけですから、代表者名の方も尊重してやる。この人達は、こういうことをやること自体が知らなかったという、やっぱりちょっと問題がありますね、ということを私は申し上げたい。やはり、こういったときは、さっきサポーターあります。非常に一生懸命頑張って、今回も私見に行って頑張っておられるなと思ったんです。やっぱりそういうことをやるときは、そういった保存会と連携しないと、これからの事業というのは、益々上手く伝統を保存出来ないのかなと思いますので、その点を配慮しながら、また近々もありますね。来週日曜日にもあります。そういったところも考慮しながらやっていってください。細かいことになると、パンフレット非常に間違いが多いですよ。この10ページなんか、地域の状況、東彼杵町人口1万4925人と書いてあります。面積が5600km、次の9ページにいくと、地域の東彼杵町人口6万2782人。これ限界集落ではないです、6万8000人もいたら。こういうパンフレットは、チェックしながらやっていかないとたくさんの人に配る、恥ずかしいとなるのでよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

先ほどは、海外派遣につきまして、確かに団員と引率だけで一般の方は参加しておられませんということが1つですね。

そして、人形浄瑠璃の件につきまして、昨年の11月に人形芝居フェスティバルを行わせていただいたところなんですけれども、人形芝居保存会等の名称につきましても、

私どもチェックをいたしておりませんでしたものですから、フェスティバルの方で作成をしておられましたので、ちょっと間違いに気付いて急遽その場で、口頭でしたけれども訂正をさせていただいたところではございますが、大変恥ずかしい限りで、今後こういうことがないようにチェックをきちんとしていこうねというふうな話をしたところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ちょっと町長にお伺いします。付属資料で予算概要ということで、ここに50万円以上の事業が載っております。まず、18ページに事業番号12番です。写真によるまちづくりプロジェクト。今回、何を聞きたいかといいますと、財源の内訳ということで写真によるプロジェクト400万円のうち、すべてがその他になっております。13番の持家奨励金1200万円。100%財源がその他になっております。また、15番のまちづくり支援金ですね、それと空き家活用。それもほぼ90%、100%が、財源がその他になっているわけですね。それで、また、19ページ、空き店舗の活用補助金。これも継続事業ですけれども、これも200万円、100%その他の財源です。それと、一番下の20番、新婚さんのもの、約9割がその他になっております。続きまして、ページが飛びますけれども44ページ。今、同僚議員が質問されました145番の国際交流事業480万円のうち、100%の480万円がその他になっております。また、46ページ、154番、ロードレース。これも700万円の事業費のうち、すべてが100%その他になっているんです。町長、その他というのは、財源はなんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、今年に限ったわけではないんですけれども、毎年こういう形で基金ですね、主たるものは、ふるさと創生基金です。それと、後はその時々で市町村振興基金というのが補助がございます。例えば、市町村振興協会の補助がありまして、例えば、国際交流に100万円とか、後で決算で上がりますけれども、そういう補助がまいります。それと一番残念なのは、今の地方創生事業である程度、2、3年前ぐらいまではほとんどこれが対象になっていたんですよ、地方創生の事業で。今は、そういう事業は、ほとんど対象になりません。ですから、本当に厳しくなっております。言われるとおり厳しい財源ですから、よく検討していかなければならないわけです。どうしても、そういうことを継続していかなければならないものですから、いろんなマイナスシーリングで5%カットしたと言っております。そこら辺もしながら、ぎりぎりの予算でやっていこうと今しております。大変申し訳ないですけれども、そういう内容でございます。財政管財

課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

事前お配りしております、一般会計予算目別増減内訳書ですか、その4ページにございます。ページ番号の50、ふるさと創生事業基金繰入金の主な増減理由のところ、充当先の費目をすべて記載をいたしておりますので、後ほどご覧いただければと併せてお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、今私が言った事業が、ほとんど渡邊町長になられてからの新規事業ばかりなんですよ。そして、財源を聞いたところ、ほとんど基金の取崩しということなんです。やはり、事業を計画するときに歴代の町長さん、他の自治体の首長さんもそうなんですけれども、新規事業をする際に一番頭を悩まされるのが、やっぱり財源なんですよ。どこからこのお金を持ってきて新規事業をしようかということで、それぞれの首長さんが一番頭を悩ませるときなんですけれども、今、申したように渡邊町長になられてからの新規事業はほとんどあまり頭を悩ませないでいい基金の取崩しなんですよ、財源が。そういうことで、今のところの10ページを見てください。基金の状況というところで表が載っているわけでございます。28年度が19億7000万円。そして、今年の見通しが16億円ということで3億5000万円。1年間で基金が減るわけですよ、1年間で3億5000万円の基金の取崩し。そして、また今回の30年度の予算を見ますと、更に、また上に説明がございますけれども、1億5000万円の基金の取崩しがありまして、このままいくと私が一番心配しているのが、後4、5年で基金が崩壊するんじゃないかというふうな大変心配をしております。毎年、1億円から2億円の基金の取崩しがあるわけですから。そういったことで、町長やはり新規事業もされるのも良いんですけれども、私、最初に言ったように新規事業をするときには、やっぱり財源をどこに持ってくるかということを真剣に考えていただかないと、基金の取崩しということで、安易な方法でしていただければ目に見えて基金が枯渇するわけです。今後、やはり新規事業と財源ということで、もう少し慎重といいますか、長期的な視野に立って、私は事業を考えられるべきじゃないかと思っておりますけれど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財調あたりは今おっしゃいますけれども、そんなに減ってないんですよ、財調も。紙谷町長時代からそんなに減っておりません。いろんな事業をしながら町の活性化ですか

ら、しなければなりません。確かに、ふるさと創生基金は逆に増えているんですよ。2億1000万円が3億円に増えているんですよ。だから、そこら辺を有効に使っていけばそんなに減っておりません。ただ、私も努力しているのは、給料を半額にしておりますので、もう8年間になろうとしております。そういう私も自ら身を切って、そういう財源に充てております。確かにいろんな指摘がありますけれども、何かやっぱり財源確保には、職員一体的になってやっておりますので、確かにご心配掛けます。今の国保とか介護とかありますね。そっちの方のお金あたりも考えながらしておりますので、財調的には今のところそんなに減ってないです。本当減っておりません。それは見てもらえば分かりますけれども、4億3000万円が4億6000万円ということで、財調あたりは逆に10年前としたら増えているんですよ。ですから、確かに使っているのは事実です。しかし、予算の中で決算のときに、また戻すとかでしています。そんなには、見た目には当初はこういうふうになっておりますけれども、決算としてはいくらかはカバー出来ております。心配はするなということではないんですけれども、確かに今吉永議員が言われるとおり、やっぱりしっかりここら辺を節減をしながら、ある程度事業を見ながらやっっていこうと思っております。特に今回の予算査定をしながら考えました。本来ならば、予算は、どこの市町村も今アップしているんですよ。なぜ東彼杵町だけが減ったかとなりますと、本当に起債事業、起債事業に頼ってきたもんですから大きく減ったようになっております。だから、ここら辺がなくなってくれば本当に今からは厳しい時代になります。それは、もう新規事業はまったく出来ません。ですから、シーリングの5%をかける、来年は10%とか、やるしかないわけですから、そこは財調の基金を見ながら真剣にやっっていくつもりでございます。よろしくご理解の方お願いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それは、確かに一般財調を見れば今町長がおっしゃたように減ってはいませんが、全体的には3億5000万円減っているわけですから、たぶんふるさと創生とか、みどりの基金あたりの基金が減っているんでしょうから。しかし、また30年度もそれに輪をかけて1億5000万円の基金取崩しがあるということは事実でございます。やはり、私が先ほど申しましたように新規事業については、そういった安易な財源である基金取崩しによらないで、国県のいろんな補助事業、そういったことが私は首長さんの一番頭を使われるところだと思いますから、慎重に、新規事業については、特に財源面の確保をちゃんとされてからのプランというものを、今後は考えていただきたいというふうに思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ありがとうございます。一番気にしているのが地方創生が今4年目になります。今各市町村ほとんど対象になっておりません。ここがちょっと厳しくなってきました、いわゆる民間とか、あるいは企業とか大学とか、そういうところと連携をすればお金をいただけるようになってはいるんですけども、それもハード事業は駄目だということです。だから、ソフト事業もある程度、今、上げているのは、ほとんど駄目なんです。だから、後は、地域の方の住民の活性化ということで、いろんな特産品の加工とか、そんなのは対象になっていきます。ですから、それは年度区切らず、今まちづくり課にも指示しておりますけれども、常に地方創生事業で財源が対象になるやつをどんどん上げていこうということで、財源の確保には頭の中に入れて、いくらかでも一般財源を減らすような方法で頑張っていきます。ご指摘は、大変ありがとうございます。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第12号 平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第13、議案第12号平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案12号平成30年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算が36万2000円でございます。これにつきましては、一時借入金を1100万円ということで定めております。これにつきましては、科目設定でございますので予算説明は省略をさせていただきます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑に移ります。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第12号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 14 議案第 13 号 平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 15 議案第 14 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 16 議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 14、議案第 13 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 15、議案第 14 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 16、議案第 15 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案 13 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、12 億 3130 万円でございます。内容につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。

続きまして、議案第 14 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算でございます。

予算の総額は 8 億 4000 万円でございます。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。

次に、議案第 15 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算総額を 1 億 1200 万円でございます。内容につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 13 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足して説明をいたします。

平成 30 年度より県と市町が共同保険者として運営することとなります。これに伴いまして公費の入り方が大きく変わりますので、これまでの予算と違って以前に比べますと、よりスリム化しております。

長崎県は、保険料、税の統一を早急に目指すとしていますが、さまざまな問題がありまして、新年度予算は統一出来ておりません。よって、医療費水準は高く、所得水準が低い本町におきまして、制度改正による負担が大きくなっています。国は、この対策といたしまして、激変緩和措置ということで公費を投入して被保険者の急激な負担を回

避するための処置を講じておりまして、本町もその対策といたしまして、1031万8000円が措置されています。制度の円滑な移行があるため、本町においても制度改正の初年度を考慮しまして、税率改定を見送った予算となっています。予算総額は、対前年比マイナス19.6%、金額にしまして2億9950万円の減でございます、12億3130万円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。事項別明細書の総括でございます。表を見てわかりますように、1款から9款までを記載をいたしております。その下の番号が振られていない行がありますが、これが制度改正により廃款になったものでございます。同様に8ページ歳入も数字がない行につきましては、制度改正により公費の入りが変わったため廃款したものになります。

主な増減の内訳について説明をいたします。29ページをお願いいたします。3歳出、1款1項1目、一般管理費は、対前年マイナスで426万1000円です。理由といたしましては、昨年度計上いたしました制度改正に伴います国民健康保険連携のための国民健康保険システム改修業務委託料の皆減で△413万5000円、データ連携用パソコンネットワークの設定費用の皆減で△83万円が主な減額の理由となっております。

33ページをお願いいたします。1款4項1目、医療費適正化特別対策事業費は、昨年まで趣旨普及費としておりましたが、レセプト2次点検の県下全市町での取組み強化並びに後発医薬品の使用割合を高めるために、その対策が保険者努力支援の評価指標となりましたので、新たに132万8000円の計上となります。

それから、35ページにいきまして、2款1項1目、一般被保険者療養給付費につきましては、前年実績、自然増を勘案しまして2423万6000円の増加で、7億5984万円を計上しまして、2目、退職被保険者以降は対象者の減少、前年実績を見込みまして減額計上でございます。

36ページをお願いいたします。2款2項1目、一般被保険者高額療養費は、前年実績による伸びで514万3000円増の1億3015万2000円を計上しました。2目、退職被保険者以降は、対象者の減少、前年実績を見込みまして減額計上となっております。

以下、38ページの出産育児一時金、39ページの葬祭費以外は、制度改正によりまして全額県の交付金で賄われるようになります。

40ページをお願いいたします。3款1項1目、一般被保険者医療給付費分は、県が決定をいたしました本町の納付金で、2億443万6000円。2目が退職者医療給付分で98万9000円。

同じく41ページ、3款2項1目、後期高齢者支援金等が一般被保険者分といたしまして、5216万3000円。2目の退職被保険者分が27万7000円。

42ページの3款3項1目、介護納付金分は、1804万4000円を県へ納付することとなります。

44ページにいきまして、5款1項1目、保健衛生普及費は、医療費通知処理委託費の

科目外の減額で 65 万 1000 円の減。

46 ページにいきまして、5 款 2 項 1 目、特定健康診査等事業費は、8 節、報償費が町の特定健診受診率目標を超えた地区に対する謝礼の増額。また 13 節、委託料の特定健診委託料の単価アップ。そして、特定健診未受診者に対する受診勧奨通知を外部委託する経費として、新たに 263 万 1000 円を計上したことが影響しまして、540 万 6000 円増加をいたしております。

10 ページに戻りまして、歳入でございます。1 款 1 項 1 目、一般被保険者保険税は、県が示した納付金から本町に入ってくる公費、保険税で実施する保健事業を精査をしまして必要額を算出してしておりますが、本年度は、納付金を納めるための必要額が税では不足することから基金を繰入れることといたしております。保険税の予算総額は、対前年比△で 3.81%減、768 万 1000 円の減でございます。合計で 1 億 9381 万 2000 円計上いたしております。

15 ページの県支出金をお願いいたします。4 款 1 項 1 目、保険給付費等交付金ですが、総額 9 億 3126 万 1000 円を計上いたしております。内訳は、普通交付金として保険給付費に要する額、9 億 1290 万 6000 円を計上いたしております。これが歳出 2 款、保険給付費分となります。特別交付金は、保険者努力支援制度の交付金といたしまして、504 万 6000 円、特別調整交付金（市町村分）として 954 万 1000 円。それから、特定健康診査等負担金といたしまして 376 万 8000 円を計上いたしております。

19 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、その他の一般会計繰入金の内、事務費繰入金の減額によりまして、102 万円の減額でございます。

それから 20 ページにいきまして、6 款 2 項 1 目、基金繰入金は、対前年比 6402 万 5000 円の減となりまして、1000 万円を計上して保険税収入不足分を計上いたしております。

その他の歳入につきましては、前年同様の内容で計上いたしておりますので省略をいたします。なお、4 ページから 7 ページまでは積上げでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 14 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算につきまして説明をいたします。平成 30 年度から 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画を新たに策定をしまして、保険給付費地域支援事業費ともに前年度実績、あるいは今後の見込みを基に計上いたしております。保険給付費の推移は、ここ数年減少傾向にあります。地域支援事業費の増加によるサービス費の上昇は見込まれておりますが、全体として介護給付費の減少によりまして、総額は対前年比 7.2%減、8 億 4000 万円の計上でございます。

目的別に主な項目、増減の理由を説明をいたします。26 ページをお願いいたします。3 歳出です。1 款 1 項 1 目、一般管理費は、対前年比 133 万 4000 円の増額となります。これは、13 節委託料が、制度改正によるシステム修正業務委託料の増加で 150 万 7000 円の増。その他、物件費が 15 万円の減額の相殺でございます。

29 ページをお願いいたします。1 款 3 項 1 目、介護認定審査会費は、東彼地区保健福祉組合負担金が増加をいたしております。これは、新年度から新たな要介護認定システムの導入経費の増加によるものでございます。

飛びまして、33 ページをお願いいたします。2 款、保険給付費は、33 ページから 41 ページまでになります。保険給付費の総額は、対前年比△で 8.1%、金額にしまして 6746 万 9000 円の減となりまして、7 億 6370 万 8000 円を計上いたしております。2 款 1 項 1 目、居宅介護サービス給付費は 180 万円の微増となりまして、3 億 312 万円の計上となりました。主には、在宅医療介護連携によりまして訪問介護の利用者の増加が見込まれること。そして、通所介護が小規模デイサービスから通常型へ移行したことが増額の要因となっています。

それから 34 ページにいまして、2 款 1 項 3 目、地域密着型介護サービス給付費、対前年比 2300 万円の減額となっています。これは、小規模通所介護が通常型へ移行に伴いまして減額となるものでございます。それから、2 款 1 項 5 目、施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、それから老健施設、療養型病床群、3 施設共に利用者数の減少によりまして減額ということになります。それから、2 款 1 項 8 目、居宅介護住宅改修費につきましては、前年度の実績を基に減額計上となりました。

36 ページにいまして、2 款 2 項 3 目、地域密着型介護予防サービス給付費は、利用者の減少による減額ということになります。それから、2 款 2 項 7 目、介護予防サービス計画給付費につきましては、福祉用具貸与数の減少による減額ということでございます。

それから 39 ページ、2 款 4 項、高額介護サービス等費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

それから、40 ページにいまして、2 款 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費につきましては、支給件数の確定値を基に計上いたしております。総額 96 件、278 万円の計上となっております。

それから、41 ページにいまして、2 款 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、これはショートステイを含み施設利用者の居住費、食費の基準費用額が利用者の負担段階、あるいは居住環境で決められまして、食費が 1380 円となっています。低所得者の過重な負担とならないように額の軽減が図られています。前年実績を基に減額計上となりました。

44 ページにいまして、5 款 1 項 1 目、介護予防事業・日常生活支援総合事業費は、実施的には 2 年目の事業となります。前年度と比較しまして、98 万 5000 円の減額となりましたが、これは介護予防実態把握調査事業の減額で△で 145 万 5000 円。19 節の通所介護予防、訪問介護予防サービス事業費が要支援者の重度化、また通所型サービス事業 C 型ですね、よんなっせの利用者が増加したことが要因で利用者の減少によりまして 240 万円の減額が影響いたしております。

新規事業といたしまして、通所型サービスC型、よんなっせの機能強化体制整備のための、検討のための企画、運営及び指導委託料。それから、いきいきサロンを集い型から運動型サロンへ移行するための運動指導委託料といたしまして、13 節に 194 万円を新規計上いたしております。

それから、46 ページにいきまして、5 款 2 項 2 目、総合相談事業費は、派遣人件費の人件費を他の事業、4 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、それから 5 款 3 項 1 目の介護予防支援事業費へ振り分けたことによる減額でございます。

それから、48 ページにいきまして、5 款 2 項 6 目、社会保障充実費につきましては、地域包括ケアシステムを進めるものとしまして、5 つの新規事業が加わります。認知症初期集中支援推進事業といたしまして、サポート医の報酬、同じく認知症支援医の配置による所要の経費といたしまして、161 万 6000 円。それから、生活支援体制整備事業によるコーディネーター配置の経費で 129 万 5000 円。それから、在宅医療介護連携推進事業に伴いますセンター設置等経費といたしまして、119 万 4000 円。それから、自立支援型の地域ケア会議の諸費用といたしまして、21 万円の計上となりました。

50 ページにいきまして、5 款 3 項 1 目、介護予防支援事業費は、地域包括ケアシステムの新規事業に伴いまして、業務量の増加のため、要支援者のケアプラン作成に伴います人件費等の増加によるものでございます。

それから、10 ページに戻っていただいて、2 歳入でございます。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は、年金天引き者及び第 1 号被保険者の増加により 147 万円の増加でございます。

それから、12 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目、国庫金の介護給付費負担金は、施設サービス分 2 億 8878 万円の 15%、4331 万 7000 円と在宅サービス分 4 億 7492 万 8000 円の 20%、9498 万 6000 円の合計額 1 億 3830 万 3000 円の計上となりましたが、施設サービス費の減少が減額の理由となっております。

13 ページにいきまして、3 款 2 項 1 目、調整交付金は、歳出 2 款、保険給付費 7 億 6370 万 8000 円の 8.5%、6491 万 5000 円の計上でございます。地域支援事業交付金への組替え、また、介護給付費の減少によりまして△で、750 万円の減額でございます。2 目の地域支援介護予防事業交付金につきましては、調整交付金からの組替えによる事業費の伸びで、149 万 8000 円の増で 856 万 1000 円の計上でございます。3 目の地域支援包括任意事業交付金は、在宅医療介護連携認知症対策、それから、生活支援体制整備事業による事業費の伸びで、95 万 3000 円の増で 588 万 8000 円を計上いたしております。4 目の介護保険事業補助金は、介護保険制度システムの改修対応事業費の伸びによりまして、75 万 4000 円の増加で 118 万 8000 円を計上いたしました。

それから、14 ページにいきまして、4 款 1 項、支払基金交付金につきましては、現役世代の 40 歳から 64 歳分の負担といたしまして、健康保険の各保険者が徴収して納付した保険料が支払基金として交付を受けます。1 目の介護給付費交付金につきましては、

歳出2款、保険給付費の27%で、2億620万2000円が交付されます。これも同じく保険給付費の減少、あるいは負担率の減額によりまして△で、2652万8000円の減額で計上いたしております。2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費の27%、924万6000円の計上でございます。

それから、15ページにいきまして、5款1項1目、県支出金でございますけど、介護給付費負担金につきましては国庫負担金同様に施設サービス給付費の17.5%、それから住宅サービス給付費の12.5%の合計額、現年度分で1億990万3000円の計上です。

それから、17ページにいきまして、5款3項、県補助金、1目の地域支援介護予防事業交付金につきましては、歳出の5款1項、総合事業費3424万6000円の12.5%、428万円を計上いたしております。2目の地域支援包括任意事業交付金につきましては、歳出5款2項、包括的支援事業任意事業、1529万5000円の19.5%、294万4000円を計上いたしております。

19ページにいきまして、7款1項、一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金は、法定繰入金といたしまして保険給付費7億6370万8000円の12.5%で、9546万3000円を計上しました。2目の地域支援介護予防事業繰入金につきましては、総合事業費3424万6000円の12.5%、428万円を計上しています。3目、地域支援包括任意事業繰入金につきましては、包括的支援事業、任意事業合せまして1529万5000円の19.25%の294万4000円の計上でございます。それから、5目にいきまして、その他一般会計繰入金につきましては、一般事務費、賦課徴収費、認定調査、認定審査会等の事務費といたしまして、1675万8000円を計上しました。これは、第7期の介護計画策定費が皆減したので減額となります。6目、保健福祉事業繰入金については、配食事業単独分との財源といたしまして、117万円の計上でございます。

後、第1表は積上げでございますので、説明を省略をさせていただきます。

それから、続きまして、議案第15号平成30年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計につきまして説明をいたします。

本年度、当初予算額は、対前年比8.2%、金額にしまして850万円増額になりまして、総額1億1200万円を計上いたしております。増額要因といたしましては、保険料軽減特例制度の改正並びに次期標準システム導入経費の増額が影響いたしました。

増減の主な内訳につきましては、目的別に説明いたします。21ページをお願いいたします。3歳出でございます。1款1項1目、一般管理費は13節、健康診査委託料の健診単価の増額が影響いたしております。

23ページにいきまして、2款1項1目、保険料等納付金は、被保険者数の増加、軽減特例の見直しによる増加となっております。同じく、2目の事務費負担金ですが、これは次期広域連合標準システムの導入に係る初年度の費用が影響しまして、234万5000円の増額となります。

戻りまして、9ページをお願いいたします。2歳入でございます。1款1項1目、特

別徴収保険料、2目、普通徴収保険料、いずれも広域連合の指定値でございます。被保険者数の増加、また、軽減特例の見直しによる増加が影響いたしました。

11ページをお願いいたします。3款1項1目、事業費補助金は、平成31年度の保険料軽減特例の見直しに対する端末の帳票修正業務対応といたしまして、32万4000円を計上いたしております。

それから、14ページにいきまして、6款1項1目、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金と広域連合事務費負担金が主ですが、歳出で説明しました次期広域連合標準システムの導入に係る初年度の導入費用が影響しまして、事務費負担金の増額が主な理由となります。

20ページにいきまして、8款5項4目、雑入でございます。全額、広域連合からの負担で賄いますが、健康診査委託料の単価アップによりまして、対前年51万7000円の増額となっております。

なお、第1表の歳入歳出予算は、積上げでございます。説明を省略いたします。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお願いします。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号、議案第14号、議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩をいたします。2時25分より再開をいたします。

暫時休憩（午後2時16分）

再 開（午後2時27分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第17 議案第16号 平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第18 議案第17号 平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第19 議案第18号 平成30年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第17、議案第16号平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第18、議案第17号平成30年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第

19、議案第 18 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。以上、3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 16 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 4360 万円でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

次に、議案 17 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 1100 万円でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。

次に、議案第 18 号でございます。平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算でございます。

予算総額を歳入歳出 3 億 3489 万円でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

それでは、農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。農業集落排水事業は、平成 9 年度から供用開始している中尾地区と、14 年度から供用開始しています西部地区の事業運営を行っています。15 年以上の稼働をしております。今年度は、施設の汚水槽内部やマンホール等の経年劣化による腐食等の修繕を目的としまして、農山漁村地域整備交付金事業を、平成 30 年度から設計測量を行いまして、31 年から 4 年間掛けて施設や大型機械の修繕をする予定にしております。

それでは、予算書の方で 19 ページの方からお願いいたします。1 款 1 項 1 目、一般管理費、2 万 9000 円の減になっております。一般事務の経費を上げております。

20 ページ、1 款 2 項 1 目、排水費、比較が 151 万 6000 円の減になっております。主な原因は、需用費の中で 29 年度汚泥引抜ポンプ修繕が入っております。これが 122 万円減になっております。それと 13 の委託料は、汚泥量が 29 年の実績を踏まえまして、45 m³が 20 m³ぐらいに少なくなっており、委託料が 46 万 7000 円ほど減になっております。それが影響しております。

次に 22 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目、建設費、これが先ほどご説明いたしました農山漁村地域整備交付金事業の主なところでございます。13 の委託料に、474 万 6000 円、中尾地区が 168 万 3000 円、西部が 363 万円の予定でしております。

23 ページが 3 款 1 項 1 目と 2 目、元金と利子ですけれども、これも既定の元利償還額を計上しております。

24 ページをお願いいたします。予備費が 5000 円ということで計上しております。

9 ページの方に戻っていただきたいと思えます。歳入、1 款 1 項 1 目、農業集落排水事業費分担金、これは科目設定をしております。

10 ページ、2 款 1 項 1 目、使用料、中尾地区使用料が 26 戸、西部地区使用料が 132 戸で、昨年よりも 71 万 2000 円の減で 678 万 9000 円を計上しております。

11 ページ、2 款 2 項 1 目、手数料、ここはつかみで、それぞれ 1 節の排水設備申請手数料、これは 3 件を見込んでおります。指定工事店申請更新手数料、これを 6 件予定しております。検査手数料、これも 3 件予定しております。督促手数料につきましては、29 年度の実績の件数で、一応 41 件を予定しております。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、農業集落排水事業費県補助金、農山漁村地域整備交付金の事業費を 480 万円で設定しておりますが、これの半額ということで 240 万円計上しております。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、総予算 4360 万円から使用料とか県補助金等を差し引いた残額ということで、繰入金 3215 万 9000 円を計上しております。

それから、14 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、繰越金、これから 17 ページ、6 款 3 項の雑入、1 目、2 目、3 目すべて科目設定ということで 1000 円計上しております。

18 ページ、7 款 1 項 1 目、下水道事業債、集落排水事業の起債ですけれども、補助残の 95% ということで 220 万円を計上しております。

4 ページの方に戻っていただきまして、歳入歳出予算、それから 5 ページの歳出、これにつきましては、先ほど説明した積上げになっておりますので省略させていただきます。以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、漁業集落排水事業特別会計の予算書についてご説明いたします。漁集に関しましても、先ほどと同じように今年度から農山漁村地域整備交付金を予定しております。

19 ページをお願いいたします。歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費、変更ありません。一般事務費の所要額を計上しております。

20 ページ、1 款 2 項 1 目、排水費、昨年と 106 万円 5000 円の減になっております。主なものは、西部地区の汚泥引抜ポンプ修繕、先ほど農排でも言いましたように、ポンプの修繕が 92 万円ほど減になっておりまして、13 の委託料も使用料が 300 m³から 200 m³になっておりまして、23 万 4000 円の減が主なものとなっております。

22 ページ、2 款 1 項 1 目、建設費、交付金事業になっておりまして、設計額が主なものとなっております。

次の 23 ページ、3 款 1 項 1 目、2 目、元金と利子ですけれども、定額の既定の金額を計上しております。

24 ページ、予備費として 1 万 5000 円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項 1 目、農業集落排水事業費分担金、一応これは科目設定になっております。

10 ページ、2 款 1 項 1 目、使用料、音琴地区使用料 81 戸で、昨年と 2 万 3000 円の減で 248 万 8000 円を計上しております。

続きまして 11 ページ、2 款 2 項 1 目、手数料、一応つかみになっておりまして、1、2 節、3 件ずつ。それから、督促につきましては、月 1 回ということで予定しております。

12 ページ、3 款 1 項 1 目、漁業集落排水事業費県補助金、360 万円の事業費の半額ということで 180 万円を計上しております。

13 ページ、4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金ですけれども、総予算 1100 万円の以外で、その中で使用料、県費、町債等を除いた 499 万 6000 円を計上しております。

14 ページ、5 款 1 項 1 目、繰越金、一応科目設定で 1000 円を予定しております。

その後 15 ページ、16 ページ、17 ページまでは先ほどと同じように科目設定で、1000 円を計上しております。

18 ページ、7 款 1 項 1 目、下水道事業債、集落排水事業債でして、補助残の 95% の 170 万円を計上しております。

4 ページをお願いいたします。歳入歳出の事項別明細書等につきましては、今までの説明の積上げですので説明を省略させていただきます。

次に、東彼杵町公共下水道事業特別会計の予算書の説明を行います。公共下水道は、平成 9 年から事業を始めまして、29 年度末現在で全体計画に対しまして 90% の進捗率になっております。本年も継続していきまして、整備面積を増やしていくということで考えております。千綿宿地区、それから八反田地区に面整備を進めたいと思っております。

それでは、予算書の 19 ページをお願いいたします。歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費、前年比 132 万 1000 円の減になっております。主な原因は給料等が、職員が人事異動になる予定ですので、1 名が新規採用者の給料を充てておりまして、職員手当共済費等まで減額になっております。それから、13 の委託料、公共下水道事業例規整備業務委託料、それから、公共下水道事業事務支援業務委託料、これが新規の事業になっておりますが、公企業会計の方に移行する準備の委託料になっております。

それから 21 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目、排水費、前年度と比べまして 231 万 6000 円の増になっております。需用費で処理場の修繕、それから車検代、車検が 2 台ありますけれども、これが 133 万 4000 円の増。それから 13 の委託料で汚泥脱水ケーキ処分業務委託料が 26 万円の増。それから 15 の工事請負費で新規公共マス設置工事を昨年は 5 件でしたけれども、今度は 10 件に実績等を見まして 75 万円の増を上げております。

23 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目、下水道建設費、昨年と比較いたしましたして 1027 万 1000 円の減になっております。これは、委託料の皆減が主なもので 2416 万 9000 円と、それから公有財産購入費の減が 140 万円というふうになっています。これが主な原因になっております。それと、減になっていますけれども、プラス要因としましては、15 の工事請負費で 1374 万 7000 円の増になっております。

続きまして 25 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目と 2 目、これにつきましては既定の償還額を計上しております。

次に 26 ページ、予備費、4 款 1 項 1 目、2 万 1000 円減の 34 万 5000 円を計上しております。

10 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項 1 目、下水道事業費負担金、現年分で 110 件を想定しております。昨年より 25 万円多い 730 万 1000 円を計上しております。

11 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目、使用料、現年度分では 29 年の件数で 1006 件、それと 30 年に 30 件増えるというふうに見込んでおりまして、合わせまして 4061 万 9000 円を計上しております。

12 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目、手数料、これは 1 節につきましては、単価の 1000 円の 30 件、検査手数料につきましても 1000 円の 30 件、3 の督促手数料につきましても、29 年の実績の件数に 12 か月を掛けて 4 万 5000 円を計上しております。

13 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、下水道事業費国庫負担金ですけれども、補助対象の事業費が 1 億 2000 万円の、50%の 6000 万円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、公共下水事業費繰入金、総予算 3 億 3489 万円のうち、補助、起債等を除いたところの 1 億 4526 万 2000 円を計上させていただいております。

15 ページ、それから 16 ページ、17 ページまでは、科目設定で 1000 円を上げております

18 ページ、7 款 1 項 1 目、下水道事業債、昨年よりも 620 万円増えております。補助対象の分と単独事業費、それから公営企業適用債の分が増えておりまして、8160 万円を計上しております。

6 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為。すみません、訂正ですけれども、3 番目の公共下水道事業公営企業会計適用債、これはちょっと昨年そのままのが、ここに出ておりまして、これに関しましては、一番最後の当該年度末における現在高見込みに関する調書の中に入っておりますので、これを削除をお願いしたいと思います。1 と 2 番につきましては、事項、それから期間、限度額を設定させていただいております。

——△——△——

6 ページですね、第 2 表、債務負担行為ですけれども、こちらの間違いで 3 番目の公共下水道事業公営企業会計適用債、この分が抹消していただきまして、それに関しましては、一番最後のページの 33 ページに、その分につきましてはの現在見込額を書いてお

りますので、後でご覧いただきたいと思います。

それから、第3表が地方債。7ページですけれども、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について2件上げておりました、8160万円合せて上げております。

それから、4ページから5ページ、8ページから9ページにつきましては、積上げですので説明を省略させていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、訂正ばかり申し上げまして、7ページをお開き願いたいんですけれども、地方債です。この中の左側から起債の目的、限度額とありますけれども、起債の目的の下、下段の東彼杵町公共下水道事業の下です。これは本来、公共下水道の事業資産整理業務と書かないといけないんですけれども、そのまま起債の名前を書いているものですかから変なことになっています。後でお配りしますので、訂正をさせていただきたいと思います。すみません、起債の名前を書いているものですかから、業務名を書かないといけない、起債の事業にかかる業務名を書かないといけないですので間違えて書いております。後で訂正をさせていただきます。配布いたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号、議案第17号、議案第18号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第20 議案第19号 平成30年度東彼杵町水道事業会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第20、議案第19号平成30年度東彼杵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、平成30年度東彼杵町水道事業会計予算書というのがありますけれども、これの1ページに書いております。

議案第19号平成30年度東彼杵町水道事業会計予算でございます。

額につきましては、これは企業会計でございます。第3条の収益的収入及び支出というところでございますので、水道事業の収益が2億7394万6000円でございます。それに対します、支出が水道事業費用でございますけれども、2億3897万8000円でございます。

次に下の方にいきまして、第4条の資本的収入及び支出でございます。これにつきましては、資本的収入が1728万3000円でございます。2ページにいきまして、資本的支出が5203万7000円でございます。不足等につきましては、留保金を充てるようにいたしております。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

それでは、代わって説明します。平成30年度、上水事業に平成29年4月から替わりまして、地方公営企業法の適用で進めております。水道事業会計予算書は、企業会計方式の予算書となり、地方公営企業法施行令17条及び17条の2並びに地方公営企業法施行規則第45条別記1号様式に基づき予算計上をしております。

予算書の1ページをお願いいたします。まず1条の総則で、平成30年度水道事業会計の予算で、次の第2条から第7条に定めるところによるとしています。第2条から第7条、次のページになります。これにつきましては、地方公営企業法施行令第17条第1項に、予算に記載すべき事項として12項目あるんですけれども、本町において該当するものについて計上しております。

第2条の業務の予定量ですが、給水戸数3199戸、年間給水量80万7900 m^3 、1日平均給水量2213 m^3 、主要な建設改良事業として、建設課が行います中尾本線改良工事の中で水道管布設工事、それから公共下水道事業の水道管布設替工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですけれども、まず収入では、第1款水道事業収益2億7394万6000円。内訳としましては、第1項営業収益が1億3759万7000円、第2項営業外収益が1億3634万8000円、第3項が特別利益として1000円を予定しております。

次に支出ですが、第1款水道事業費用2億3897万8000円。内訳としましては、第1項営業費用2億2365万7000円、第2項営業外費用1431万9000円、第3項特別損失2000円、第4項予備費100万円を計上しております。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額です。第1款資本的収入1728万3000円。内訳としましては、第1項企業債1000円、第2項工事負担金724万3000円、第3項補助金2000円、第4項補償金1003万7000円を計上しております。

次に、2ページをお願いいたします。支出ですけれども、第1款資本的支出5203万7000円。内訳としまして、第1項建設改良費1859万8000円、第4項企業債償還金3341

万 1000 円、第 5 項財政調整基金繰入 2 万 8000 円を計上しております。

差引収支は 3475 万 4000 円の赤字になるのを見込んでおります。詳細は、予算に関する説明書で説明いたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 3475 万 4000 円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとしております。当年度、損益勘定留保資金とは、3 条で説明いたしました収益的収入及び支出の予算のうち、現金の支出を必要としない費用。すなわち、減価償却費から現金の収入が伴わない収益。すなわち、長期前受金戻入額を差し引いた内部留保資金を補填財源として取扱うものです。

第 5 条、一時借入金の限度額は 1 億円を設定しております。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 2843 万 8000 円を定めています。

第 7 条、たな卸資産の購入限度額として、494 万 2000 円を定めております。

3 ページからは、水道事業会計予算に関する説明書です。今回の前に渡していたと思えますけれども、正誤表で 3 ページの 1 番と 2 番の題目が正でございまして、次の 4 ページと 7 ページは、29 年度というふうになっております。大変申し訳ございませんでした。修正をお願いしたいと思います。

それでは、予算に関する説明書は、地方公営企業法施行令第 17 条の 2 において、予算の実施計画書、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書とか、債務負担行為に関する調書とか、当該事業年度の予定貸借対照表、前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を併せて提出しなければならないとされていますので、これに基づいて当町に必要な書類等を計上しております。企業会計特有の書類として、キャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書などがあります。

それでは、4 ページからは 30 年度の予算の内容です。4 ページから 6 ページが予算実施計画書、7 ページから 11 ページが予算実施計画明細書となっております。

まず、7 ページの明細書です。収益的収入及び支出の方からご説明いたします。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、これは水道料金の収入ですけれども、1 億 3684 万円を計上しております。2 目受託工事収益 1000 円。3 目その他の営業収益 75 万 6000 円。これは、開栓手数料の 5 万 4000 円とか、検査手数料の 6 万円、それから、給水装置工事事業者指定手数料 3 万円、新設給水加入金 61 万 2000 円などを計上しております。

次に 2 項営業外収益、1 目受取利息 2 万 8000 円を予定しております。2 目負担金 6150 万 4000 円。これは、企業債の元利償還金に係る一般会計繰入金などです。それから、3 目長期前受金戻入では、7481 万 3000 円を計上しています。この長期前受金戻入とは、資産の費用化である減価償却と同じように、これまで施設整備してきた際に、受け入れた国庫補助金等を耐用年数で割って収益化する額です。4 目雑収益 2000 円、5 目消費税及び地方消費税還付金 1000 円を計上しています。

3 項特別利益、1 目過年度損益修正益として 1000 円を計上しています。

次に支出ですけれども、8 ページお願いいたします。1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 4592 万 8000 円。これは、原水の取水及び浄水に係る設備の維持管理に関する費用で、主な費用は付記に書いておりますものが挙げられます。次に 2 目配水及び給水費 2316 万 7000 円。配水設備、量水器などの設備の維持管理に関する費用です。主な費用としては、先ほどと一緒に金額付記のところに載せております。3 目受託工事費につきましては、2000 円を計上しております。それから、4 目総務費 3584 万 6000 円。これは、料金の収納などの事業運営やその他業務費用です。主な費用として、企業職員等の給料です。それから、旅費とか消耗品が、そちらの方に概要で載せております。昨年よりも 1091 万 9000 円減になっております。これは、職員が 1 名、昨年は 6 名でしたけれども、今年は 5 名ということで下がっているところです。それから次に、5 目減価償却費 1 億 1614 万 5000 円。内訳としましては、そこにありますけれども、建物等ございまして工具器具、備品までですね、昨年よりも 363 万 7000 円増になっております。次に、6 目資産減耗費 256 万 9000 円。昨年よりも 231 万 9000 円増になっております。これは、固定資産除却費が 251 万 9000 円上がったのが主な原因でございます。

次に、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1097 万 2000 円。これは、企業債利息、一時借入金の利息を計上しております。昨年よりも 166 万 5000 円、企業利息が減っているのが主な原因でございます。

それから、3 項特別損失、1 目その他特別損失につきましては 1000 円。これが、2 目で過年度損失修正損、これも 1000 円ということで計上させてもらっております。

次に、4 項予備費 100 万円を計上しております。

次に 10 ページをお願いいたします。これが資本金的収入及び支出でございます。まず、収入ですが、1 款資本金的収入、1 項企業債、1 目企業債は、建設改良費に充てる企業債として 1000 円を計上しております。

次に、2 項工事負担金、1 目工事負担金は 724 万 3000 円。建設改良費に充てる一般会計からの繰入金です。内訳としては、中尾本線改良工事の繰入金、それから、予算の概要に書いてあるとおりでございます。

それから次が、3 項補助金、1 目補助金、建設改良費に充てる補助金として 2000 円を計上しております。これは、科目設定です。

それでは、4 項の補償金です。1 目工事補償金 1003 万 7000 円。建設改良費に充てる補償金で、公共下水道工事分の補償費となっております。

それから支出です。1 款資本金的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費 1728 万 1000 円。配水設備の建設及び改良、また、補償に要する経費です。内訳としましては、そちらの工事概要の方を見ていただきたいと思います。2 目固定資産購入費につきましては、据付量水器の購入費に充てております。

次に上げております総合事業費、それから基幹事業につきましては、昨年で終わって

おりまして今年は行いません。0 としております。

次に、4 項企業債償還金、1 目企業償還金は、3341 万 1000 円をこれまで借入れた企業債の償還元金となっております。

最後に、5 項財政調整基金繰入、1 目財政調整基金繰入では、財政調整基金利子加蓄として 2 万 8000 円を計上しております。

それでは、次に 12 ページです。平成 30 年度東彼杵町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書ということで、業務活動によるキャッシュフロー、それから、投資活動によるキャッシュフロー、これが 3 番の 13 ページですけれども、財務活動によるキャッシュフローの計算をしまして、これが平成 30 年の 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までの中の営業という形になって金の流れを出しているものです。いわゆる資金の収支を示す報告書になります。

14 ページが給与明細費になっておりますので、後で見ていただきたいと思います。後、付属資料としまして予定損益計算書（前年度分）、それから予定貸借対照表、それぞれ 21 ページの方まで書いております。それから、22 ページが会計予算に関する注意事項ということで主なものを上げております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。町長。

○町長（渡邊悟君）

たびたび訂正で申し訳ございません。先ほど付託いただきました、議案の 16 号、17 号の農業集落排水と漁業集落排水でございますけれども、いずれも今年は起債が入っておりますものですから、例えば 3 ページの議案 16 号の農業集落排水の 3 ページでございますけれども、ここで起債が、地方債が次のページで 220 万円、町債ということで 220 万円入っております。これは 3 ページの方の 3 条に作って、地方債の額を上げないといけないんですね、第 3 表で。第 2 表になりますと、地方債ということをあえて条立てをして、ここに上げておかないといけないんですよ。起債を認めてもらうということで、それが漏れております。後で、これはちょっと差替えをしますので、16 号と 17 号の鏡を替えさせていただければ一番良いかなと思っております。ここに第 2 表という表を追加して付けますので、それと併せまして、後ほど訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 21、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

推薦をする者の住所氏名等でございます。住所が東彼杵町蔵本郷 1862 番地、氏名が松下文隆、生年月日が昭和 22 年 12 月 14 日生まれでございます。

提案の理由は、人権擁護委員の任期満了に伴いまして、委員を推薦するために本案を提出いたします。松下様におかれましては、3 期終わられまして、次は 4 期ということで、是非本人からも、4 期もさせてくれということで、強い要望がございましたものですから今回推薦いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、松下文隆さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり松下文隆さんを適任することに決定いたしました。

日程第 22 報告第 1 号 専決処分に関する報告について

（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う
請負金額の変更について）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 22、報告第 1 号専決処分に関する報告について（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 1 号専決処分に関する報告でございます。

契約変更の理由でございます。里一ツ石線改良工事（9 工区）契約額の変更でございます。契約変更の方法が、随意契約による変更でございます。変更前の契約金額が 6564 万 5640 円でございます。変更後の契約金額が 7006 万 680 円でございます。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷 1662 番地 7、会社名が株式会社朽原建設、代表取締役朽原元樹でございます。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

代わって説明を申し上げます。報告第 1 号里一ツ石線改良工事（9 工区）でございます。請負契約の変更がありまして、内容について説明を申し上げます。図面をご覧ください。A3 の図面でございます。図面の右側の上の部分が綿打ちの池でございますけれども、堤体の道路を渡りまして町道里一ツ石線の施工延長となりますが、赤く塗っております部分が施工延長の 160m の区間でございます。図面の右側の部分に建物の図示された茶友さん、おわかりになると思いますけれども、そちらの方面までの補強盛土、図面の右下の方に赤く斜線を付けた横断図があると思います。そちらの方の補強盛土の内容が、110m ということで施工をやっております。補強盛土の竣工の割合は、現在、約 90%ぐらい終わっておりまして、後、路盤工とか、そういう部分を残す状態でございます。

今回の変更の主なものとしましては、仮置きをしております盛土材、これが非常に高含水が高くて、設計条件が確保出来ないということで、石灰入り 60kg、 m^3 あたりの添加量を盛土材と土丹を含めた、割合を含めて改良を加えて盛土材に使用をしております。実際、舗装が出来ない、最終的に出来ませんようなこと、水道事業の一般会計でもご説明を加えました水道事業での仮設配管を堤体の盛土に、盛土が安定してから、路盤の安定を図って埋設するということが計画をしております。以上、報告します。

○議長（後城一雄君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 1 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会 (午後 3 時 22 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎

署名議員 吉永 秀俊